平成25年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成25年9月4日(水曜日)

議事日程 第1号

平成25年9月4日(水曜日)午前9時開議

日程第	1	会議録署名議員の指名		
日程第	2	会期の決定		
日程第	3	議長諸報告		
日程第	4	閉会中の継続訓	間査に関する委員長報告について	
日程第	5	発議第 3号	議員派遣の件について	
日程第	6	選挙第 1号	みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	
日程第	7	報告第 5号	株式会社水の故郷の経営状況の報告について	
		報告第 6号	株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について	
		報告第 7号	株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について	
		報告第 8号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について	
日程第	8	議案第36号	みなかみ町公平委員の選任について	
日程第	9	議案第37号	平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事請負契約の	
			締結について	
		議案第38号	平成25年度みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負契	
			約の締結について	
日程第1	0	議案第39号	町道路線の廃止について	
日程第1	1	議案第40号	みなかみ町職員の給与の臨時特例に関する条例について	
日程第1	2	議案第41号	みなかみ町税条例の一部を改正する条例について	
		議案第42号	みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
			いて	
日程第1	3	議案第43号	みなかみ町まちづくり活動資金貸付基金条例の一部を改正する条例に	
			ついて	
日程第1	4	議案第44号	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について	
日程第1	5	認定第 1号	平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 2号	平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ	
			いて	
		認定第 3号	平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	
			ついて	
		認定第 4号	平成24年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 5号	平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい	

7

認定第 6号 平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第45号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について

議案第46号 平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第17 一般質問

◇ 林 一彦 君 ・・・ 1. 谷川岳の環境問題 (トイレ) について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番 小 林 洋 君 2番 内 海 敏 久 君

中 3番 島 信義君 4番 欠 員

5番 部 賢 一 君 6番 林 一彦 君 冏

7番 Ш 田庄一君 8番 河 合 生 博 君

9番 林 喜美雄 君 良 輝 君 10番 原 澤

栄 君 君

島崎 12番 市 郎 11番 髙 橋

13番 久 保 秀 雄 君 14番 小 野 章 君

15番 中 村 正 君 16番 河 幸雄 君 合

17番 鈴 木 勲 君 18番 森 下 直君

欠席議員 な し

会議録署名議員

8番 河 合 生 博 君 10番 原 澤 良 輝 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

髙 橋 正 次 議会事務局長 書 記 本 間 泉

説明のため出席した者

町 長 岸 副 町 長 鬼頭春二君 良昌君 教 育 長 堯 彦 君 総務課長 朗君 牧 野 田 篠 総合政策課長 増 田 伸 之 君 税務課長 中 島 直 之 君 会 計 課 長 永 井 町民福祉課長 泰一君 青 柳 健 市 君 子育て健康課長 上 田 環境課長 宜 実 君 藤 信 保 君 須 上下水道課長 杉木 清 一 君 農政課長 原 澤 志 利 君 観光課長 真 庭 まちづくり交流課長 崎 敏 君 宮 育 雄 君

地域整備課長 石 田 洋 一 君 教育課長 尚 田 宏 君

新治支所長 水上支所長 内 田 保 君 中 村文男君

代表監査委員 谷 正誼君

開 会

午前9時 開会

議 長(森下 直君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集 いただきましてまことにありがとうございます。

また、本日は代表監査委員の 谷正誼さんにおいでいただきまして、お忙しい中、本 当にご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成25年第4回9月みなかみ町議会定例会を開催いたします。

町長挨拶

議 長(森下 直君) 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可 いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 平成25年9月定例議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 議員各位には、本日議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚 く御礼申し上げます。また、代表監査委員 谷正誼様にもご出席いただき、心より感謝申 し上げます。

さて、みなかみ町は新設後、本議会をもって8年を過ぎるということになります。新たなみなかみ町をつくり上げるため、多くの町民の参加を得て、議会のご意見をいただきながら、町の行政当局が執行に当たり、全ての住民が力を合わせてまちづくりを進めてきたわけであります。

私も4年間の間、町長職をおあずかりし、この間の執行を振り返るときに、実に多くの事業や事象が生じ、長期的視点に基づく事業のみならず、当座の町民生活への影響を減少させるための業務なども多々あり、多様な業務に当たってきたことに思い至ります。

時々の緊急的多様な業務は、どれも将来へ大きな禍根を残すことなく順調に処理できたのではないかと思っておりますが、将来の町の形をつくり上げるという点では、先人の着手された事業を継承し、一つずつ積み上げていくだけで手いっぱいであったのではないかと反省する面もあるのが正直なところであります。

新設後8年が過ぎ、節目となる10年目に向けて、今が、みなかみ町の将来に向けて の町の形をつくり上げる大切な時期を迎えていると強く意識するところであります。

6月議会の中村議員の質問への答弁の繰り返しとなりますが、本議会の開会に当たり、 改めてその決意を申し述べたいと思います。

この間、町行政の責任者として住民の公共福祉の向上、すなわち住民の安心・安全を

実現するよう、日夜ひとときも忘れることなく、誠心誠意努めてまいりました。

みなかみ町新設後の5年目から8年目に向かっての重要な時期であり、テーマとして「町民全てが誇りを持てる一つのみなかみづくり」を強く意識してまいりました。できるだけ多くの方々の意見をいただくこと、そして、住民の代表であります議会の理解を得ながら、施策の方向づけをすることに留意してまいりました。そして、決断は果敢に、執行は丁重に、また、行政執行の最終責任は自からがしっかり負うことを基本姿勢として、町政執行に当たってきたところであります。

今や日本中が少子高齢化し、そして人口も減少するという時代を迎えております。我が町はその最先端を行き、超高齢超少子社会が既に出現しております。また、国全体が厳しい財政状況にあり、その中で社会は大きく変化しております。今や地方自治体は自主的、自立的な運営を行っていくことが求められています。何よりも、みなかみ町は今後のまちづくりをいかに行うか、みなかみ町がさらに発展するための基本的条件を構成する重要な時期を迎えています。幸いにも私は健康にも全く問題がなく、体力、気力とも充実しており、判断力にいささかの緩みもありません。夢のある町から、夢開く町へ、まだ道半ばであり、地道に町の人の夢を一つ一つ開かせるお手伝いを続けていく覚悟であります。

これからの地方自治体の置かれた環境が厳しい状況であるからこそ、国、県、経済界など、多くの方の信頼を活用し、また、これまでの経験を生かして、みなかみ町の新たな発展を築く先頭に立つことが私に課せられた責務と考え、全力で取り組んでまいる所存であります。

今後の方向性について考えているところを短く申し述べさせていただきます。

第1点は、森と水に恵まれた利根川源流の町みなかみ、これを最大限に生かすこと、 言いかえれば、水と森の防人宣言の精神を生かすことだと思います。首都圏 3,000万 人の産業と生活を支えるという我が町に課された尊い使命を果たしながら、交通の優位性 を生かし、自然、環境、農業など、地域の豊かな資源を活用した交流人口の増大を図り、 町の活力を増強することです。

2点目は、高齢者も若者も、そして子供たちもそれぞれ夢を持ち、一つずつ夢開かせること、すなわち議会で宣言いただいた「スポーツ・健康まちづくり宣言〜笑顔っていいよね〜」の精神を実現する施策を積み上げることとなります。

3点目は、新設合併に対する特例を最大限活用し、まちづくりの基礎と将来への発展 基盤を早急につくり上げることなどと考えております。具体的施策については数多く考え られますが、そのわずかな部分であっても年度内に着手すべきものについては、本議会に 上程しております補正予算にもその方向性は示したつもりであります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、各社からの経営状況を含め、報告が4件、 決算認定が6件、条例関係が4件、補正予算が2件、そのほかにも人事案件や工事契約締 結案件など多岐にわたっております。詳細につきましては、後ほど説明させていただきま すので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長(森下 直君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。 議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(森下 直君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

8番 河合生博 君

10番 原澤良輝 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(森下 直君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月4日より、 9月13日までの10日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月13日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長(森下 直君) 日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会後、閉会中の主な事件についてご報告申し上げます。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め、各委員長の出席を願うな ど、ご協力をいただいたことを申し添えます。

最初に、広域関係の会議結果を申し上げます。

7月12日利根沼田文化会館において、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会と郡町村議会議長会が開催され、議員協議会では、消防救急無線等共同整備事業や 平成25年度補正予算が審議されました。

また、議長会では、7月31日、8月1日の両日、猿ヶ京温泉猿ヶ京ホテルにおいて、

郡町村議員、事務局長研修会が開催されました。

7月29日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会が開かれ、監査委員の同意及び 公平委員会の委員選任同意がなされました。

また、8月26日には、利根地方総合開発協会と郡議長会が開催され、群馬県へ要望 事項等が各市町村より数多く出されましたが、各部会合わせ6項目に絞り、ほかに1項目 を検討することになりました。みなかみ町新規提案に総務企画経済部会で、群馬県千客万 来支援事業の拡充及び交通整理部会で望郷ラインの早期県道昇格について取り上げられる ことになりました。

また、議長会では、7月14日に行われた利根沼田議会議員ゴルフの結果等を報告されました。

次に、6月28日から7月1日に台湾国台南市及び台北市現地調査事業に議員5名、 当局、町長ほか4名、国際交流協会2名、リンゴ生産者代表4名、商工会4名、観光協会 3名、農村公社1名にて参加しました。

6月28日にはマンゴーフェスティバル交流会、6月29日にマンゴー祭参加、マンゴー輸入に関する意見交換、果樹園視察、6月30日、大遠百貨店訪問、そば打ち体験、観光PR、7月1日、台北政府訪問、観光各社へPR商談しました。今回は、みなかみ町を理解していただき、今後より事業交流が促進することを願います。

これにて、台湾現地調査報告を終わります。

次に、各種行事についてご報告申し上げます。

7月5日から7日に全国源流の郷協議会のサミットが、みなかみ町カルチャーセンターほかで、全国より13町村の関係者多数参加いただき、源流地域の活用方策や可能性等について話を伺いました。

7月19日、みなかみ町土木行政懇談会が開催され、沼田土木事務所長や担当者の出席をいただき、平成25年度事業概況等の説明を受け、町からの要望確認や現地視察を行いました。

7月10日から11日の2日間、宮城県大郷町に総務文教常任委員会が大郷町における学校統合関係意見交換会を実施しました。11日には石巻市行政及び東日本大震災の復興対策を現地視察を行いました。

7月17日、桐生市黒保根町水沼駅温泉センターで有機物磁気熱分解温水装置を用いることにより、重油燃料消費量を削減する効果の視察後、水上火葬場にて現状の問題点等を視察しました。

8月20日、教育環境特別委員会で保育園の施設、運営状況等を渋川市赤城町ひばり 保育園と行幸田保育園を視察しました。

8月22日から23日の2日間、東京都に議会運営委員会が、22日に衆議院会館会議室において青木自治行政局行政係長地方議会について、同交付課井上課長補佐、地方財政の今後の方向性についての説明を受け、意見交換をし、23日、中野区において伊東しんじ区議会議長、長田都市政策推進室長ほかより、なかの里・まちづくり連携事業等説明後、意見交換をし、その後、駅前商店街視察をいたしました。

8月8日、みなかみ町議会改革特別委員会により農業団体役員等より「農業とまちづくりに関して議会に望むこと」をテーマにして意見交換会をいたしました。このほかに、 夏山シーズンに向けての山開き、スポーツ行事、夏祭り等、町内はもちろん郡議長会としても郡内の各種の催しに参加してきております。

これにて、議長報告を終了いたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議 長(森下 直君) 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告、委員会の研修視察報告 についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木勲君。

(総務文教常任委員長 鈴木 勲君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木 勲君) 総務文教常任委員長鈴木勲。

過日行われました総務文教常任委員会行政報告を行います。

日時は平成25年7月10日から11日にわたり、宮城県黒川郡大郷町及び石巻市に 視察を行いました。

参加者は総務文教常任委員、議長、関係課長、事務局、合わせて11名で参加いたしました。

まず、1日目、7月10日、宮城県黒川郡大郷町、大郷町は宮城県のほぼ中央に位置する自然環境に恵まれた農場の地で、町の中を西から東へ母なる川、吉田川が流れ、その流域には豊かな水田地帯が広がり、心洗われるような田園風景でありました。百万都市仙台から車で30分、三陸自動車道松島大郷インターは10分、東北自動車道大和インターからは15分の立地のよさがあります。

大郷役場におきまして研修を行い、大郷町の副町長瀬戸孝志様、大郷議会議長の石川 秀雄様より歓迎の挨拶を受け、本題に入りました。

学校統合の必要になった理由は、また、経過について、平成元年に町内小学校、4小学校の児童数は1,000名で超えておりましたが、平成23年には429人まで減少いたしました。1学年当たり10人を下回る学校も発生しており、近い将来複式学級が予想され、町では幼稚園や小学校を適正規模に統合し、より望ましい教育をするために、平成15年に幼稚園統合を実施し、そして、その5年後の平成20年には中学校2校を1校に、そして、4年後の平成24年には小学校4校を1校に統合いたしました。

統合までの議会のかかわりについて申し上げたいと思います。

平成16年10月、教育委員会に大郷町立学校の適正規模、適正配置を諮問、平成16年11月、大郷町立学校の適正規模検討委員会を教育委員会に設置。平成17年2月、地区の説明会を開催。平成17年3月、検討委員会が中学校1校案の大郷町立学校の適正規模、適正配置について答申を教育委員会に提出。同4月、教育委員会より小学校の大郷

町立学校の適正規模、適正配置について答申を受ける。同じく4月、町政策審議会に大郷町立小学校適正規模、適正配置を諮問。同6月、町政審議会より小中学校の1校案の大郷町立学校の適正規模、適正配置について答申を受ける。平成18年3月議会には、明星中学校、大沢中学校を閉校し、平成20年4月1日より大郷中学校とする条例改正案を可決。平成20年4月、大郷中学校体育館落成並びに開校式。平成23年7月、既存の小学校4校を1校に統合し、学名を大郷小学校にする条例案を可決。24年4月、大郷小学校を開校いたしました。

次に、遠距離通学の学童生徒の対応でありますけれども、小学校7路線の委託金額は3,100万円、中学校2路線を640万円、スクールバスは観光会社に入札をして委託いたしました。跡地利用につきましては、社会教育センター、企業誘致した会社に貸し付けを行っております。

この視察を振り返り、みなかみ町の学校統合を考えたときに、学校統合はそれぞれの学校には歴史、伝統があり、地域社会も学校を中心に育ってきた経緯があります。学校に寄せる地域住民の熱い思いは十分承知しつつ、次代を担うみなかみ町の子供のために、学校統合については検討し、具体化することにより、みなかみ町の教育環境がますます整備、充実した学校教育の充実に役立てると思いました。

続きまして、2日目、7月11日、宮城県石巻市でございます。

まず、石巻市役所震災執行部を訪問し、みなかみ町より派遣職員の石坂久夫君の説明を受けました。平成23年3月11日、東日本大震災の災害を受けまして、被害報告でございますが、石巻市は死者3,159人、行方不明441人、被害住宅棟数でございますが、全壊が1万9,957棟、半壊が1万3,114棟、一部損壊が2万3,615棟、また、災害瓦れきの発生推計でございますが629万トン、処理方法につきましては市内26カ所に約95ヘクタールの用地を確保し、現在は16カ所が稼働中でございました。322万トンの搬入積み例がありました。

町のバスは震災地を見学いたしましたが、津波の爪跡は想定外でありました。早期の 災害復興を望み、石巻市民と別れ、石巻市を後にしました。

以上、総務文教常任委員会の視察概要を申し上げ、委員長報告といたします。

議 長(森下 直君) 以上で、総務文教常任委員長鈴木勲君の委員長報告は終わります。

次に、厚生常任委員長中島信義君。

(厚生常任委員長 中島信義君登壇)

厚生常任委員長(中島信義君) 厚生常任委員会委員長中島信義。

これより厚生常任委員会閉会中及び6月定例議会委員長報告後の厚生委員会の研修視 察報告を申し上げます。

去る6月7日、これは6月の定例議会中ですが、当委員会所管の管内視察4カ所を厚 生常任委員6名、関係課職員4名、事務局1名の11名で視察を行いました。

初めに、湯宿の汚水終末処理場であります。担当課より説明を受け、硫化水素ガス発生で施設に腐食が進み、また、老朽化が確認されました。現在、施設保全は心配ないとのことです。

次に、2カ所目の視察は、猿ヶ京簡易水道浄水施設であります。ここでも担当課より 説明を受け、計画給水人口は2,980人とのこと、水源は湧水と表流水のため、集中豪 雨になると濁ってしまうとのこと。濁度50度以上になったとき、自動監視をして排水処 理ができる状況を確認いたしました。

次に、3カ所目、久保の汚水処理施設であります。担当課より説明を受け、宝台樹スキー場の汚水処理施設として昭和52年7月に供用開始となり、36年が経過しております。施設の老朽化により、平成21年、大規模改修を実施、平成23年度より町に移管されました。平成24年3月議会で承認され、上下水道課管理となりました。この施設、現在は、利根沼田浄化槽維持管理センターが管理委託をしております。

次に、4カ所目の視察でありますが、藤原地区平出にある農業集落排水処理施設であります。担当課の説明を受け、当施設は平成5年供用開始、比較的新しい施設と感じました。水洗化率約83%、38人の処理をしております。現在、株式会社ウォーターエージェンシーが管理委託をしております。

以上、4 施設の現地視察を行いました。いずれの施設も老朽化が進んでおり、長寿命 化対策が必要であることを確認いたしました。

次に、7月17日、桐生市の水沼駅温泉センターの有機物磁気熱分解温水装置と水上 火葬場を研修視察いたしました。水沼駅の磁気熱温水装置については、昨年8月に視察し ておりますので2度目でございます。装置の詳細については、昨年9月議会で前委員長が 詳しく報告しておりますので、省略させていただきます。

今回の視察目的は、水沼温泉センター職員から実績等について聞き取りをする予定でしたが、配管系統の変更で再開してから間もないということでデータが整っておらず、今後6カ月ぐらいのデータを収集して送ってくださるとのことで、この水沼温泉センターの視察を終了いたしました。

そして、同日、午後、水上火葬場の視察を実施いたしました。担当課及び業務委託の業者より説明を受け、当施設は昭和42年に建設され、45年が経過し、老朽化がかなり進んだ状態でした。数回にわたり改修を重ね、現在に至っているとのことです。火葬炉が一昔前のタイプのため、太った人、長身の人は入れず、また、火葬台から灰がこぼれるなどといったことが聞かれました。建物も耐震化構造になっていない。待合室が別棟となっていて狭過ぎる等であります。人生最後にお世話になる施設としては、わびしく感じました。委員会として、必要箇所の改修を含め、早急に対策を検討すべきと確認いたしました。以上、申し上げまして、厚生常任委員会の研修視察の報告といたします。

議 長(森下 直君) 以上で、厚生常任委員長中島信義君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、閉会中の継続調査及び6月定例開会中に行われました委員会視察調査についてご報告申し上げます。

なお、6月議会開会中に行われました委員会視察の報告につきましては、27日に行われました議会運営委員会の中で、閉会後の委員会視察の報告とあわせて行うことで承認

をいただいております。

それでは、6月6日に行われました奈良保サービスセンター、渕尻地区農道、獣害対策の一環であります森林獣害対策事業の実施地区の検証について、順を追って報告します。最初に、奈良保サービスセンターですが、6月補正予算で当局から提案された奈良保サービスセンター売店建屋の屋根の修繕費24万円について、この建物は株式会社水の故郷が指定管理料ゼロ円で町から委託、運営をしている建物で、雨漏りの兆候が観光課に寄せられ、調査をしたところ、桟と呼ばれる部分を覆っている部分がめくれており、その部分から浸水したことが原因でした。修繕費見積もりが24万円とあり、指定管理運営協定に照らし合わせると事業者負担ではないかという議員からの指摘と、補正は認めていただいた後、執行は相談しながら現場で調整したいという町長の考え方を受けまして、観光課が担当する事案ということと、修繕箇所が建物に及ぼす影響が大きいところであることから、早期の判断が必要と考え、現地視察による現状把握を目的とした委員会視察でありました。

なお、委員会以外からも河合副議長、鈴木議員、原澤議員、中島議員の参加をいただいております。

現地到着後の協議をする中での意見として、この建物は後ろに山を背負う地形の中に建てられており、積雪により屋根の負担は相当なものである。屋根の形状や建築場所の特殊性を考えたとき、24万円の修繕費というのは応急措置ではないか。今後も継続して使用するのであれば、もう少し丁寧な調査が必要ではないのか。大家と店子の関係から言えば、軀体にかかわる修繕は大家が持つべきではないか。不可抗力という項目には、天災、暴動等による履行不能は協議事項とあり、今回のケースはこれに該当するのではないか等の意見が出されました。

修繕費のリスク分担については、物件ごとに町と指定管理者が契約することになっており、一律ではないということだそうですが、奈良俣サービスセンターについては、奈良俣サービスセンター指定管理者にかかわるリスク分担表で町と指定管理者が負担するリスク分担が示されており、施設設備、備品等の損傷、修繕の項目の中に指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは指定管理者の負担とあり、解釈の仕方で指定管理者の瑕疵によるもの以外の修繕費については協議することは可能と解釈することができると思われます。

以上、出された意見や、また参加議員各位の目視による感想を踏まえ、担当課には再 度点検することと、その際の修繕費用については建物保険の適用があるのかないのか検討 することを促しましたが、この定例会の補正に新たな提案が出されているようであります。 次に、渕尻の農道についてご報告申し上げます。

まず、この道路の概要についてですが、渕尻地区農道工事、事業名、小規模土地改良事業として総工事費6,800万円弱、総延長517メートル、県補助金38.33%事業で、平成20年度から始まり、24年度完成となっております。道路幅が4メートルとなっており、農道とすれば一見立派過ぎる印象を持たれそうですが、町の道路整備の方針として、4メートル以上にする旨があり、仮に将来、家が建てられても対応できる道路幅を確保する考えだそうです。道路整備の要件である受益者3人以上の項でも条件を満たして

おり、ちなみに道路用地も提供されており、担当課は問題ないとの話でした。

目的ですが、経緯からご説明しますと、昨年の委員会構成会後に小野議員からこの道 路の視察を打診され、委員長就任直後と農政課担当事業ということで、委員会に対し、視 察のアドバイスをされたとの認識のもと、管内視察のコースに組み入れましたが、担当課 や委員会内で協議する中で、この現場は工事を進める上で地権者と緊張関係があり、集団 での視察は様子を見たほうがよいという話になり、視察コースから外しました。その後、 再度の指摘を受けて、今回の視察を計画したわけですが、担当課の思いと参加された議員 の意見を聞く中で、全員の方が慎重にしましょうという考え方でありましたので、折衷案 として、現場が見える位置の車内で説明を聞くということになりました。後日、地権者の 方を刺激しない形で現場視察するということで、私と小林議員で現地確認を行い、感想と すれば大変立派な農道ができていると思いました。それぞれの立場の方から話を聞いたわ けではないので、一方的なコメントは差し控えますが、この道路を担当した歴代の課長さ んの話として、この道路建設に関していろいろ問題があるように言われているけれども、 どこにどのような問題がありますかという問いに、道路建設においてはいろいろな要求や 問題が多々発生するが、よくあることで、盛り込み済みであり、認められた予算の中でそ れらの問題をいかに工夫をしながら工事を完成させるかが仕事であり、当たり前のことだ と思っているという答えが返ってきました。委員会では、さまざまな意見を考慮した形の 視察で慎重に対応しました。

次に、鳥獣害対策事業の検証についてご報告申し上げます。

森林獣害対策事業実施後の検証を目的に、平成20年から導入された事業のその後ということで、5年目の吉平地区、4年目の真沢地区、昨年実施の新治、花の木、柳沼地区を視察しました。この事業は平成20年度から県の補助事業として里山整備することで見通しをよくし、獣害が出没しにくい環境をつくる獣害対策事業としてスタートしました。20年度から24年度の5年間で整備された地区は13地区、実施された面積は70.5~クタール、金額は1,524万円が使われております。事業の効果は認められ、獣害対策には有効な手だての1つでありますが、今後の問題として整備後のアフターがしっかりできるかどうかが問われます。既に、この視察において今後が危ぶまれる場所も見受けられ、地権者はもちろん地域での協力した取り組みが求められ、なおかつ、使われた事業費が数年で無駄になることがないような対策を考えていかなければならないと思いますが、重い宿題でもあります。

耕作放棄地を、みなかみ町の誇れる果樹栽培地として再生し、意欲に燃えた若者が集い、夢を語りながら育てたフルーツが、訪れた人、もてなす人の心に響き、笑顔あふれるみなかみ町になるように、優秀な農政課長を中心とした職員の皆さんには、これまでとは次元の違う発想で耕作放棄地、獣害対策、果樹名産地つくりに取り組んでいただくことを期待し、最後になりますけれども、台南市のマンゴー祭りに関するご報告をさせていただきます。

6月28日から7月1日にかけて、台南市で行われた台南市国際マンゴー祭りに日本 の自治体では、青森県弘前市とともに参加してきました。台南市では、マンゴーを前面に 出した企画としては初の大きなイベントであり、台南市長の意気込みは前夜祭のときから 全身にみなぎる気迫があり、台南市民200万人の先頭に立って、特産品であるマンゴー をPRしていました。

今回第1回目のマンゴー祭りということで、最初から参加できる意義は大変大きいと 思います。手探り状態の中で議会が始めた外国との交流事業が、議員各位、当局、リンゴ 生産者、商工会、観光協会、国際交流協会、それぞれの皆さんのご協力のもと参加いただ いたことが、台南市長を初め、政府関係者に強い印象を与えたようで、信頼関係の醸成に 大いに貢献していただきました。

ちなみに、外国からの出展ブースは、みなかみ町1つで、初開催のマンゴー祭りのメーンブースとなり、目の前で実演され、提供された、そば打ちコーナーでは長蛇の列ができ大変なにぎわいでした。うだるような暑さの中、地元の若いボランティアと一緒に汗を流して懸命に町のPRや交流に頑張っていただいた参加者の皆さんの努力が、陳民生局長を介し、遠東グループの大遠百デパートとつながりができ、町の物産販売に向けた大きな足がかりが築けそうな状況です。遠東グループというのは、ホテルやデパートなどを広く経営していて、台南だけでなく、台北、台中、高雄、中国大陸も広く進出しており、デパートに限れば台湾2番目の規模で、日本の物産も多く扱っており、ことし12月に行われる物産展には青森県弘前市とともに参加要請があり、今後の町の物産販売の拠点として期待できることから、町長には、この出会いを大事にしてほしいとお願いするところであります。

また、今回の訪問では、台南市との間でパートナーシップ協定に関する覚書を締結することができ、これまでの活動の成果として評価できることだと思います。今後は、本格的な友好協定締結に向けて、関係者の一層の努力を期待するところです。

人口200万人の台南市と人口2万弱のみなかみ町が同じフィールドで勝負はできませんが、台湾に限らず、交流相手先の望むものが、みなかみ町にあれば、小さな町でも十分必要とされると思います。今回の台湾との交流事業は、年間を通して真摯に活動したことが台湾の関係者の心に伝わり、結果的には台南市とのフルーツ交流を進める方向となりましたが、人事交流で台南市に出向している阿部真行君の活動を通じ、台南市以外の交流窓口を広げており、教育旅行関係や大学生の研修生受け入れ相談、旅行者との調整等、町の窓口として精力的に取り組んでおり、台南市政府中枢の部署にいるメリットを生かしながら、台北や高雄の日本人会とも交流があり、裾野の広い交流ができるような人脈を築いており、今後の町の交流事業に生かしてほしいと期待するところであります。

今回の交流事業に参加ご協力をいただいた全ての皆さん、また、委員会の活動に快い ご支援をいただいた議員の皆さんに心から感謝を申し上げ、委員長報告とします。

議 長(森下 直君) 暫時休憩をいたします。

(9時44分 休憩)

(9時46分 再開)

議 長(森下 直君) 再開をいたします。

以上で、産業観光常任委員長山田庄一君の委員長報告を終わります。 次に、議会運営委員長河合生博君。

(議会運営委員長 河合生博君登壇)

議会運営委員長(河合生博君) 議会運営委員会視察研修報告を行います。

参加者、議会運営委員会8名全員、議会議長森下直、本間事務局員、2日目にまちづくり交流課宮崎課長が合流していただきました。日程、平成25年8月22日から23日の2日間。視察先が、第1日目、東京千代田区永田町1丁目の国会議事堂衆議院会館、2日目が、中野区の中野区議会、中野ブロードウェイ。目的が、地方財政の今後の方向について、地方議会について。平成24年9月に調印した、なかの里・まち連携の今後の進め方についてということでございます。

説明事項が、第1日目が、地方財政の今後の方向性について、それと、地方議会について。説明者が、衆議院厚生労働委員会理事上野宏史氏、総務省自治行政局行政課係長青木係長、自治行政局行政課土屋事務官、総務省自治財政局交付税課井上課長補佐により説明をいただきました。

地方議会について、地方議会は、憲法 9 3 条第 1 項の決議機関として、地方公共団体に設置され、住民の直接選挙で選出され、住民全体を代表する機関であり、地方公共団体の意思を決定する機能を持っている及び執行機関を監視する機能を担う。同じく、住民から直接選挙された長と相互に牽制し合い、地方自治の適切な運営を実現する等、基本的な説明の後、地方議会の今期のあり方、見直しでは、現在、みなかみ町議会で行われている定例会、臨時会、全国でも5 地方議会で取り組んでいる定例・臨時会の区別のない通年会議の説明をいただきました。通年会議等の大きな違いとして、一般選挙後30日以内に行政長が議会を招集する以外は、招集行為は行わない。会期は条例で定める日から翌年の当該日の前日まで、条例で定期的に会議を開く日、定例日を定める等で、余り広がりは見せていない。同じく、傍聴者を多くし、広く住民に議会を理解していただくとして、土曜、休日議会の開催も932町村議会のうち43議会が取り組んでいるが、やはり余り理解していないのではないかとの報告でございます。夜間議会にしても、19議会となっている状況でございます。

2点目の地方財政の今後の方向について、平成の合併後の交付税合併算定がえ制とは、 市町村合併後、当面は行政運営に係る費用の急激な節減が困難であることを考慮し、一定 期間、合併市町村の普通交付税が合併しなかったことを仮定した場合、算定される普通交 付税を下回らないようにする特例、3,232市町村が、この合併により1,919市町村 になりました。平均114.8平方キロが216.6平方キロ、議員数が6万760人から 3万1,312人、職員数が146万3,762人から119万6,751人、この数字を 説明した後、交付税算定の基準が、算定基準はおおよそ人口、算定基準に資するものは人 口8割、面積2割だそうでございます。

委員からの質問の中で多かったのが、上流森林地帯を多く管理し、それから、広大な 面積を持っているみなかみ町と対比しての道路を含めたインフラ整備、森林整備でござい ます。この整備をすることで人口8割、面積2割の交付算定だと非常に、みなかみ町にと って不利なので、そういうふうな改革はないかというふうな話でございましたけれども、 それは考慮中であるという話でございました。以上、活発な意見交換の中で時間オーバー な中で終了いたしました。

最後に、ご出席の三方にみなかみ町に来て、ぜひ皆さんに説明をしてほしいと要望を したところ、いつでも参りますということの返事でございました。

2日目、東京都中野区中野の中野区議会に訪問をいたしまして、中野伊東しんじ区議会議長、篠原中野区議会事務局長、青山議会事務局次長、佐藤議会庶務係長、それと中野区都市計画推進室長長田室長がご参加をしていただきまして、説明をいただきました。この説明の中で、平成24年9月に、みなかみ町と調印した、なかの里・まち連携の今後の進め方について、中野区側の意見をいただきました。

まず、1点目で、区議会について、中野区議会では、ケーブルテレビで配信をしておりますけれども、配信料を徴収し、配信を始めたが、3年目にしても50配信ぐらいしか伸びていない。若い人たちの中でユーチューブと比べる人たちが多いようである。また、議場に入ってみましたら、これが目についたのが、質問時間のタイム計が非常に目に入り、これはみなかみ議会に必要ではないかなというふうに思いました。みなかみ議会では、ちなみに、ボール紙に書いたタイム計でございます。

次に、なかの里・まち連携について、滝瀬副参事に考え方を話していただきました。カーボンオフセット事業の内容でございますが、カーボンオフセット事業とは、地球温暖化対策への実践的な取り組みを促し、国内外への温室効果ガス排出削減吸収活動を支援する活動、中野区のこの取り組みに5連携地区の1地区として、みなかみ町が候補に挙がってございます。場所は、みなかみ町須川牧野農業組合の所有している、元前橋高畠牧場であります。近日中に中野区の担当者が現地に訪れるとのことでございます。

最後に、中野区役所、中野駅に隣接している中野ブロードウェイの視察をいたしました。そこは、通過者は日に5万人、年間1,800万人強の人たちが往来している場所でございます。その場所のインフォメーションセンターに今、みなかみ町では月額1万円でパンフレット等を置いているのが現状であります。現在その場所で、熊本県でブローウェイ全体を使用して宣伝活動をしております。

考え方として、みなかみ町の観光事業を見るときに、観光関連組織に従事する戸数、町全体の8割強であるというデータでございます。過去の観客の入り込み数を比較してみると、宿泊客数は平成2年、240万人、平成24年、110万人、半分以下でございます。みなかみ町の存続にかかわる観光関連事業であり、観光なくしてみなかみ町の存続はあり得ない。この部門を官民挙げて活性化することが、みなかみ町の発展につながると考えます。

そこで、中野区を視察いたしまして、みなかみ町観光業の活性化の1つの方法として、年間1,800万人通過者のいる中野ブロードウェイで、費用的には年間広告制作費込みで500万円で、あれほど盛大なことができるということでございますので、1年間みなかみ町を中野ブロードウェイに出現させたらどうですかというふうな結果でございました。以上で、議会運営委員会の視察報告を終わります。

以上です。

議 長(森下 直君) 以上で議会運営委員長河合生博君の委員長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員長阿部賢一君。

(議会だより編集特別委員長 阿部賢一君登壇)

議会だより編集特別委員長(阿部賢一君) それでは、みなかみ町議会だより編集特別委員会の研修会へ参加しましたので、その報告をいたします。

全国町村議長会主催の第78回町村議会広報研修会に参加をいたしました。開催日時は7月29日から30日までの2日間、出席者は議会だより編集委員、中島委員、内海委員、小林委員、そして、私と本間事務局員の5名の参加でありました。

全国より北は北海道、南は沖縄県より132町村が参加し、本県よりは榛東村、そして吉岡町、嬬恋村、草津町、高山村、玉村町が参加をいたしました。

第1日目におきましては、「わかりやすく、ふさわしい日本語」と題して、国立国語研究所の山田貞雄先生よりご講義をいただきました。そして、2時限目には、「広報紙面デザインの基礎知識」と題して、武蔵野美術大学教授の長澤忠徳先生よりご講義をいただきました。そして、3時限目としまして、「議会だよりの撮影方法と表現方法」と題して、日本写真家協会会員の川西正幸先生よりご講義をいただきました。いずれも具体的なご指導をいただき、指摘された部分については、今後の議会だよりの編集の紙面づくりに反映していきたいと考えております。

そして、2日目には、分科会が4つに分かれまして、私どもみなかみ町は第4分科会に参加し、吉村潔氏のクリニックを受けました。事前に広報を送っておりますので、その講評をいただきました。みなかみ町の広報につきましては、私ども編集に携わるものとして、他の自治体においては表紙に老若男女問わず人物の写真を多く使っておりますが、みなかみ町はこの自然環境と四季折々のもたらす自然風景を表紙に使おうということで、委員一同、それにこだわり現在もその議会だより編集に取り組んでいるところであります。

表紙については、写真の撮り方、また等、色の視界もよいということで大変よい評価を先生よりいただきました。また、写真の撮り方、また、その配置状況もおおむねよろしいのではないか。そして、文字の多い紙面というのは読者の方は今なかなか読まないということで、要点だけ文書でまとめ、写真を適切に配置しているという大変お褒めのお言葉を先生よりいただき、これからのやる気も各委員更に湧いたところでございます。

なお、現在の議会だより編集特別委員会は、定例会終了後、4回から5回の委員会を 開催し、その紙面づくりに取り組んでいるところであります。その議会だよりも評価をい ただきまして、昨年より3団体の視察を受け入れております。神奈川県の葉山町を初め、 稲取市、そして、先月には小美玉市の議会だよりの視察を受け入れているところでありま す。

2日間にわたり細かい指導を具体的に受け、大変実りのある研修でありました。今後、 なお一層、町民の皆さんが読みたくなる議会だより編集に努めてまいりたいと思います。 以上申し上げ、議会だより編集特別委員会の委員長報告といたします。

議 長(森下 直君) 以上で議会だより編集特別委員長阿部賢一君の委員長報告を終わります。

次に、教育環境特別委員長髙橋市郎君。

(教育環境特別委員長 髙橋市郎君登壇)

教育環境特別委員長(髙橋市郎君) 教育環境特別委員会委員長髙橋です。

これより教育環境特別委員会の研修視察報告を申し上げます。

去る8月20日、渋川市内にある社会福祉法人西原会が運営する、ひばり保育園、社会福祉法人行幸田福祉会運営の行幸田保育園の2施設について現地視察を行いました。今回の視察目的は、月夜野地区で整備を検討している、こども園について、通園する子供たちにとって、より快適であり、より安全な施設整備を提言するために参考となる知識や情報を収集することを目的に、月夜野保育園の関係者にもご参加をいただき、研修視察を実施してまいりました。

まず最初に、赤城町のひばり保育園を視察しました。現地に到着し、大きな駐車場から一望できるその施設は、個性的な外観を持つ園舎でありました。この駐車場を挟んで、南面には公立の幼稚園もあり、保護者の方々にとっては非常に利便性の高い立地条件にあるとともに、広い園庭と相まって、地域のシンボル的な要素を備えた存在感のある園舎だというような第一印象を持ちました。施設に入り、理事長、園長から施設の案内や保育理念の説明を受けました。施設は、旧赤城村が市町村合併の前年に建設を着手、渋川市と合併後の平成18年6月に完成したもので、RCづくり平家建て、園舎面積1,396.75平方メートル、園庭2,000平方メートル、建設に要した事業費は3億1,000万円との説明でありました。現在の定員は160名でありますが、法人の努力もあり、現在は180から190名を受け入れ、保育を行っているとの説明でありました。

遊戯室に案内され、先生方の指導のもと、年長の子供たちがそろって立位での前転や 後転運動を披露してくれました。3歳児より毎日練習すると全員ができるようになります よとの説明があり、子供たちに潜在する能力の高さに感嘆をいたしました。また、子供た ちが訪れた私たちのために歌を歌って歓迎してくださり、大変感動したものであります。

さて、本題である施設の内容ですが、廊下と園庭につながるウッドデッキスペースを広くとることにより、園舎全体に広々とした空間が感ぜられました。また、保育室や遊戯室の収納が使いやすく、工夫されている点や施設全体が床暖房になっており、園児は冬でも快適に過ごすことができる空調設備が整った点も大変に参考となりました。

最後の理事長のお話の中で、設計後、実際の建築工事に入ってから、どうしても変更 しなければならない部分が出てきて、建設業者との変更協議が非常に苦労したことなどを 触れ、設計段階から子供目線の立ち位置で考えることが重要であること、保育現場を熟知 している保育士の意見を設計に反映させることの2点が大切であるとのアドバイスをいた だきました。

次に、中心市街地に近い行幸田保育園を視察しました。周囲を住宅に囲まれている敷地に園庭をできるだけ広く確保し、さらに全ての部屋に太陽光が入るよう、園舎の形をうまくレイアウトして建設されているといった印象を持ち、施設は平成23年3月に完成、木造平家建て、敷地面積5,114平米、園舎面積1,758.58平方メートル、建設に要した総事業費は2億9,000万円であり、現在の定員は150名との園長から概要説

明を受けました。また、設計業者は最初に視察した、ひばり保育園と同じ業者によるもので、設計業者選定の際、建築費及び維持管理費ともにローコストでとの希望条件と合致し、設計をお願いしたと説明がありました。実際に案内された施設内部は、天井を張らずに屋根裏を露出させていることや屋根裏などにはローコストな部材を使用している部分が見られる反面、子供が長時間過ごす保育室には各部屋にトイレを設置するとともに、遊戯室など、必要な箇所には冷房を完備するなど、園児が安心して過ごせることができるといった調和のとれた工夫が随所に見受けられました。

また、設立当時から行幸田地区の地域立の保育園として親しまれ、初代園長から受け継がれてきた保育理念のもと、地域との結びつきが強い点が特色であるとの説明を受けました。

視察報告の結びといたしまして、今回視察した私立の保育園 2 施設において共通しているところは、立地条件に違いこそありますが、園舎は双方とも平家建てとし、施設の使いやすさと安全性の確保を基本としております。もう一つの共通点は、施設内の多くの部分に木質化を取り入れていることで、子供たちは温かい落ち着いた雰囲気の中で毎日元気に過ごすことができるといった、すばらしい保育環境を感じられる施設でありました。

また、運営面でも、通常保育園以外から市に委託されている子育て支援センター事業を展開し、育児相談を初め、地域で子育て中の親子を支援する役割を積極的に担っておりました。

今回の視察の中で、特別委員会として月夜野地区のこども園がどのような施設が理想 的であるか、地域にとって一番望ましい方向性を示すための参考施設として、大変に有意 義なものでありました。

以上を申し上げまして、特別委員会の視察研修の委員長報告といたします。

議 長(森下 直君) 以上で閉会中の継続審査に関する委員長報告は終わります。

日程第5 発議第3号 議員派遣の件について

議 長(森下 直君) 日程第5、発議第3号、議員派遣の件についてを議題といたします。 本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6 選挙第1号 みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議 長(森下 直君) 日程第6、選挙第1号、みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 についてを議題といたします。 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には阿部良洋君、綿貫新壽君、髙橋才介君、阿部勝君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、阿部良洋君、綿貫新壽君、髙橋才介君、阿部勝君を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました阿部良洋君、綿貫新壽君、髙橋才介君、阿部勝君 が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には田村吉・君、髙橋一幸君、林耕平君、阿部多喜雄君、 以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田村吉・君、髙橋一幸君、林耕平君、阿部多喜雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が示しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。トイレ休憩と10分間の休憩いたします。

(10時14分 休憩)

(10時26分 再開)

議 長(森下 直君) 再開いたします。

日程第7 報告第5号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第6号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

報告第7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議 長(森下 直君) 日程第7、報告第5号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告第8号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 報告第5号から報告第8号まで一括してご説明申し上げます。

まず、報告第5号、株式会社水の故郷、報告第6号、株式会社月夜野振興公社、報告第7号、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告についてでございますが、それぞれ各社より報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

次に、報告第8号についてご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度の決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標から成っております。いずれかが、早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。平成24年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。実質赤字比率につきましては赤字ではございません。連結実質赤字比率につきましても、同じく赤字ではございません。実質公債費比率につきましては14.4%で、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率は44.6%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業会計にかかわる資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合となっておりまして、経営健全化基準は20%となっています。経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めることになります。平成24年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されませんでした。

なお、監査委員の意見については、監査委員から提出されました決算審査意見のとお りでございます。 以上、報告第5号から第8号までの報告とさせていただきます。

議 長(森下 直君) 以上で報告第5号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告 第8号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまでを終わり ます。

日程第8 議案第36号 みなかみ町公平委員の選任について

議 長(森下 直君) 日程第8、議案第36号、みなかみ町公平委員の選任についてを議題とい たします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第36号についてご説明申し上げます。

現在、公平委員である、みなかみ町月夜野1400番地の3、小野朝耶氏の任期が平成25年11月24日に満了となります。小野氏は平成11年5月より4期にわたり、公平委員を務めていただいており、人格高潔にして地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、公平委員として適任であります。引き続き小野氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し 上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第36号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、みなかみ町公平委員の選任についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、みなかみ町公平委員の選任について、原案のとおり同意されました。

- 日程第9 議案第37号 平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事請負契約 の締結ついて
 - 議案第38号 平成25年度みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負 契約の締結について
- 議 長(森下 直君) 日程第9、議案第37号、平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋 梁補修工事請負契約の締結についてから、議案第38号、平成25年度みなかみ町月夜野 総合体育館大規模耐震改修工事請負契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といた します。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第37号及び議案第38号について、いずれも工事請負契約の締結に 関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第37号は、町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事の請負契約を締結しようとするものであります。本工事は、平成8年の架設後、17年が経過した湯の華燦々橋の老朽化の進行を抑え、橋の長寿命化を図るもので、橋面においては舗装面からの漏水による遊離石灰の発生を防ぐための橋面防水を含むアスファルト舗装面の打ちかえ及び鉄部舗装塗装面においては防食機能の劣化防止のため、塗装の塗りかえ等を施工するものであります。

みなかみ町橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するものであって、防災・安全、社会 資本整備交付金事業の国庫負担金55%を活用する事業です。本案につきましては、平成 25年8月29日、条件つき一般競争入札に付した結果、群馬県沼田市西倉内町593番 地の沼田・萬屋・杉木防災安全社会資本整備交付金事業、町道大島21号線湯の華燦々橋 橋梁補修工事特定建設工事共同企業体、代表構成員沼田土建株式会社取締役社長青柳剛が、 1億3,650万円にて落札になりましたので、請負契約を締結するに当たり、地方自治 法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

月夜野総合体育館は昭和56年に完成した社会体育施設であり、築後32年が経過しております。新耐震基準以前の建物であり、耐震強度も低いなど、体育施設及び地域防災計画に位置づけられた避難所としても安全上問題がありますので、社会資本総合整備事業として大規模耐震改修工事を実施しようとするものであります。本案も8月29日に条件つき一般競争入札に付した結果、群馬県沼田市西倉内町593番地の沼田・増田みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事特定建設工事共同企業体、代表構成員沼田土建株式会社取締役社長青柳剛が、3億1,500万円にて落札となりましたので、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第37号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 8月29日に実施した入札の結果とですね。

議長(森下 直君) ちょっとマイクが、ちょっと小さいのでマイクを使ってください。

10番(原澤良輝君) 8月29日に入札した結果と予定価格、それから、各者別の入札金額を教 えてください。

議 長(森下 直君) 答弁、地域整備課長、はい、どうぞ、答弁席へ。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 地域整備課長。

湯の華燦々橋の契約についてのご質問の部分についてお答えいたします。

まず、入札の結果でございますが、3回目の入札によりまして落札いたしました。予定価格につきましては1億3,000万円でございます。各入札の1回目、2回目の入札結果でございますが、1回目、まず池原・増田1億4,500万円、沼田・萬屋・杉木、1回目、1億4,000万円、2回目、池原・増田1億3,970万円、沼田、萬屋・杉木、2回目、1億3,900万円、3回目でございます。池原・増田につきましては辞退でございます。沼田・萬屋・杉木が1億3,000万円で3回目の落札でございます。

以上でございます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 今回のこの燦々橋の補修工事の入札は2社だけで、それで落札率は10 0%ということですか。

議 長(森下 直君) 石田課長、答弁。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 質問にお答えいたします。

条件つき一般競争入札で公告をした結果、2社の申し出がございまして、池原・増田の特定建設工事の共同企業体様と沼田・萬屋・杉木の特定工事建設企業体の2社でございまして、2社しか応募がございませんでした。

以上でございます。

1 1 番 (島崎栄一君) 1 0 0 %。

地域整備課長(石田洋一君) ええ、落札率については100%でございます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。関連。

島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 入札するというのは、ある程度いろいろな会社から値段を出してもらって、 適正な競争をして、適正な価格で落札してほしいという趣旨だと思うんですけれども、今 回2社しかないということは、この条件つきのこの条件のつけ方が適正じゃなかったんじ ゃないかと。はっきり言うと、こういう補修工事ができる業者が世の中に2社だけという ことはないですから、やはりもっと広くこういう地元の業者が本当にできるような工事なら、地元の業者がいっぱいで10社とか、それで競争できますけれども、地元の業者がほとんど、だけではできないようなことを地元とジョイントということで条件つけた結果によって、適正な競争はできないような入札になったんじゃないかと思うんですけれども、今後はこういうことはないように、やはり入札といえば5社とか7社とか8社とか、そのぐらいの応募があるような条件を考えてもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議 長(森下 直君) 町長、答弁。

町 長(岸 良昌君) 今、ご報告についての質疑と思いませんけれども、議長の許可があります ので答えさせていただきます。

そのことについては、一般質問でも提示されておりますし、そのときに明確に答えさせていただきますが、一般条件つき入札を設定するということについては、既に議会の皆さん方にはご説明したところでございます。

議 長(森下 直君) 11番島崎君。

1 1番(島崎栄一君) 議会に説明されたときに、こういう町の業者ではできないから、できる町以外の業者を頼まなくちゃいけないと、それで、その町以外の業者を頼まなくちゃいけない工事に町とのジョイントを条件にするというのは、ちょっと不合理じゃないかという、私はそのときにそういうふうに言っているんですよね。それで、その結果が2社だけしか応募がないというのは、はっきり言うと私の指摘どおりだと思うんですよね。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

5番阿部賢一君。

5 番 (阿部賢一君) 工事費が 1 億 3,000万で締結するわけですけれども、その財源の具体的な内訳、国、県、町のいろいろな内訳の説明をお願いします。

議 長(森下 直君) 石田地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) それでは、お答えいたします。

この事業は、国の補助金がございまして、防災・安全社会資本整備交付金事業、こちらが55%でございます。残りが起債事業になっておりまして、事業を進めることになっております。

以上でございます。

5 番(阿部賢一君) その金額は。

地域整備課長(石田洋一君) 1億3,000万の分けた金額ですか。じゃ、ちょっと計算します。

議 長(森下 直君) じゃ、5番、阿部賢一君。

5 **番 (阿部賢一君)** 起債は、例えば過疎債とか種類があると思うんですけれども、どの起債を 発行するんですか。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 起債については過疎債でございます。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番 (原澤良輝君) 議案第38号の総合体育館の改修工事についても、8月29日の入札結果 と各者の入札金額、それから、予定価格を教えてください。

議 長(森下 直君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えします。

入札の結果につきましては、3回目の入札におきまして、先ほど議案提案させてもらったとおりの沼田・増田月夜野総合体育館大規模耐震改修工事特定建設共同体が3億円で落札をいたしました。

入札の結果なんですけれども、1回目の入札で須田・木村特定建設工事企業体が3億 1,500万、沼田・増田特定工事企業体が3億1,000万、2回目の落札で須田・木村 特定建設工事企業体が3億900万、沼田・増田企業体が3億500万、3回目の入札で 須田・木村特定建設が辞退、沼田・増田が3億円で落札をいたしました。予定価格は3億 円です。

以上です。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

11番島崎君。

1 1番 (島崎栄一君) やはりこれも2社だけで、それで落札率100%で、さっきの先ほどの 燦々橋のが2社で3回目で、3回目は2社のうちの1社が辞退して1社が100%落札、 今回のも3回目で最後は1社が辞退して1社が100%落札。これで、適正な競争が行わ れているというふうに考えるのは、ちょっと疑問なんですけれども、そういうのは課長と か町長はどう思うんですか、感じないんですか。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 一般条件つき入札のときにご説明を申し上げましたように、構成員として 町内の建築Aを持っている業者ということについては明確に入れております。そしてまた、 JVの相手先としては、それは代表企業になっても構わないという形でございますけれど も、これについては利根郡に本社、営業所を置くと条件を定めております。ご指摘のよう に、全国には広げておりません。

したがいまして、そのときのどういう形で共同企業体を組んでくるかということの申請について、それぞれのときに2社の申請があったということでございます。

なお、競争入札について、前提条件としてJVを組むときに、いかような組み方でも 可能だということで、対象入札業者ということの組み合わせというのは多様にできるもの というふうに考えております。 したがいまして、最初から条件によって企業体が2つしかできないということではありませんが、この両件とも条件つき一般競争入札の条件に従いまして2社がJV申請をし、それぞれが入札に参加したという形でございます。

入札が1回目だったのか、2回目だったのか、3回目だったのか、あるいはその途中において、業者が辞退したということをもって、大昔と違いまして辞退をもってペナルティーを科すというようなことはございませんし、指名業者、一般的な指名業者入札であっても、どの時点でも辞退というのは可能でございますので、何ら問題ないというふうに考えているところです。

議 長(森下 直君) ほかにはありませんか。

1番、小林君。

1 番(小林 洋君) 議案第38号ですが、スクラップ・アンド・ビルドは検討されたのか。された場合に、どのぐらい金額が違ったのかお教え願えれば、つぶして建てかえを検討した場合に幾らだったのかという検討されたのかということなんですけれども、この体育館の規模で。この月夜野体育館規模のこの体育館を、現在の改修工事でなく、つぶして、また新たに建てかえた場合の金額を検討されたのかということと、されたのであれば、どのぐらいの差額なのか。

議 長(森下 直君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えします。

そのスクラップ・アンド・ビルドでつぶして建てかえたという一応検討は、今年度に対しては行っておりません。それで、一応耐震改修と大規模改修という検討で進めさせていただいております。

議 長(森下 直君) ほかにはありませんか。

1番、小林洋君。

1 番(小林 洋君) ということは、耐震のほうが、もう初めから経費的には安く済むという考え方のもとでやられた。その安くなるという考え方の根拠というのは何だったんでしょうか。

議 長(森下 直君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えします。

総合体育館を耐震改修するということで鉄骨のプレスの補強、アリーナの橋脚の補強 等を考えて耐震改修ということで話を進めさせていただいておりました。

議 長(森下 直君) よろしいですか。

地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 関連してお答えします。

この事業は、大もとがうちのほうの地域整備課の都市再生整備事業、昔のまちづくり 交付金事業でございまして、その中に取り組んで体育館の耐震化ということもやっている んです。

今回、この事業につきましては、新設ということはもともと考えてございませんので、 防災的な機能ということで耐震化ということを基準に考えてはおりますので、もともと新 設でございますれば、また別の事業ということで、この事業を使ってやるんでありました ら、あくまでも耐震化改修ということになります。

それとあと、先ほど島崎議員のほうから、課長どう思うんでということで町長がちょっとお答えしたんですが、その中の条件の中で、ちょっと1つだけ訂正させていただきます。

この中で応募できる業者の中で群馬県内に建設業法に基づき設置された本店または支店、営業所という形で、利根沼田ではございませんので、群馬県内まで広げて、それで募集をかけております。それで、条件を考えますれば、私から考えれば決して厳しい条件ではありません。A級という形で町内の土木一式工事の格付がAということで入っていますが、これは2社ではございませんので、組む気であれば県内業者はもう少し何者か出てくるというふうに私も予想していたんですけれども、2社しかございませんでした。ですから、決して条件等は厳しい条件ではないというふうに判断しております。

以上です。

議 長(森下 直君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1 番(小林 洋君) 先ほどの回答は、補助金等の関係で最初から、もうこの方向で考えたということでよろしいんですね。はい、ありがとうございました。

議 長(森下 直君) ほかに。

11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1番 (島崎栄一君) みなかみ町の予算が町民、町内の税収だけで成り立っていて、ほかから別に金もらってなくて全部自主的に運営しているんなら、地元の金だから、地元に落とそうということでやるというのはいいんかもしんないんですけれども、多分過疎債とか地方交付税もらっているということは、国のほうのお金も入れて工事しているということです。だから、町さえよければいい、地元さえよければいいという考えで国の金をこういう、あんまり落札率100%だとか、2社で競争するとか、そういうちゃんとした競争しないで、仮にですよ、高い値段でやるような態度で町が、地方がやっていると、日本全国の地方の自治体がこういう考えでやっていった場合は、国のお願いがやはり足りなくなって、消費税増税なり何なりの増税と、お金が足りないから増税ということで、結局また、その増税はやはり町民も払わなくちゃ、日本国民ですから、だから、国の財政をうんと考える、少しは考えてほしい、うんと考えろ、100%考えろというわけではないんですけれども、地元のことも考えなくちゃいけないんですけれども、やはり日本国の中の自治体なんで、その中でこういう入札をしていていいのかなというのが疑問なんですよ。やはり日本の財政を悪くすれば、やはり自分たちに最後は返ってきますから、地方自治体の態度として、その地元が金落ちなくちゃだめなんだということだけで、地元だけで競争ができるやつは

いいんですけれども、ある程度の規模になってきて、適正な競争ができないようなものについては、もっとオープンにして、今回、県内でということで、条件は利根沼田じゃないですよと、広げていましたよと言うんですけれども、やはり町内の業者とジョイントしなくちゃなんないという条件があるんで、やはり狭まっていると思います。地元で普通にできる工事なんかは地元だけでやる、競争してもらう、地元に落ちるようにするというのはいいんですけれども、前も1回、全協のときに言ったんですけれども、1級河川に橋をかけるとか、100メートルもあるような高さのところのペンキを塗るなんていう、とても地元業者ではなかなかできないようなものについては、その枠は外して、ある程度競争してやってもらいたいと思います。

それで、私が質問したのは、1回目、2回目、3回目、1社辞退で100%の落札。もう1個のほうも1回目、2回目、3回目で2社のうち1個が辞退して、もう1個が100%落札。こんな偶然が起きるんですかと、不自然には感じないんですかと質問したんですよね。町長は不自然じゃないというような返事をしたのかなと思うんですけれども、これを不自然と感じないというのは、どうなんかなというふうに思いますし、課長に余り問い詰めると悪いんでね、このぐらいにしといたほうがいいんかもしれないんですけれども、課長についても不自然とは感じないんかという質問をしたんですけれども、どうですかね。不自然には感じないですか、偶然にこういうことって起きるんですか。

議 長(森下 直君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 先ほどご説明しましたように、橋梁の補修工事において、防災・安全社会 資本交付金、55%の国の入っている金を取ってこいと指示しました。100の工事をや るときに、補助金なしで100%町の金を使うと、そういう予算ではしていません。そし てまた、社会資本総合整備のほうについても、まちづくり交付金の総合整備事業の枠の設 定について、忙しい中、課長をたきつけて、県、国と調整し、全体計画をつくり、その中 で着工に至ったわけです。

今のご指摘で、町の中で町の業者に裨益するものについては全部町の金を使えということであれば、何も苦労して、いろいろな交付金に対応するような努力を行政としてやる必要はないと思います。したがいまして、国の金、国の制度があって、我が町の状況から見て、適切に使えるものということについては適切に対応し、なるべく一般財源の負担を少ない格好で必要な社会事業整備をやっていくと、このことは当然のことだと思っております。

そこから先の質問については、先ほどお答えしたとおりですし、もう1点、揚げ足取りになりますけれども、我が町の河川は、どんな小さいやつも全て利根川水系1級河川です。1級河川の橋は、中央業者にやらせろということであれば、町内の橋梁は1件も地元に落ちませんので、そこのところはつけ加えさせていただきます。

(「国をお金を使うなと言っているんじゃない」の声あり)

- 議 長(森下 直君) そういうあれはやめて、挙手して、やるんならやってください。 5番阿部賢一君。
- 5 番(阿部賢一君) この工事の工期と財源の内訳の説明をお願いします。

議 長(森下 直君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えします。

工期については、平成 2 6 年 3 月 2 0 日までを予定しております。財源につきましては、今回の補正予算で移動が生じるんですけれども、補正を認めてもらったごろ予定でお答えします。国庫補助金が 1 億 2 , 8 0 0 万、地方債が 1 億 9 , 2 4 0 万、一般財源が 1 , 0 2 0 万、一応予算額で説明させていただきます。よろしくお願いします。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

なければよろしいですか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) じゃ、ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

これより議案第37号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事請負契約の 締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議 長(森下 直君) 議案第37号、平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事 請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君に起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森下 直君) 起立多数であります。

よって、議案第37号、平成25年度町道大島21号線湯の華燦々橋橋梁補修工事請 負契約の締結については、可決されました。

これより議案第38号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、平成25年度みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議 長(森下 直君) 議案第38号、平成25年度みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修 工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君に起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森下 直君) 起立多数であります。

よって、議案第38号、平成25年度みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負契約の締結については、可決されました。

日程第10 議案第39号 町道路線の廃止について

議 長(森下 直君) 日程第10、議案第39号、町道路線の廃止についてを議題といたします。 町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第39号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、湯原地内の松乃井ホテルの敷地内にあります町道をホテル用地と一体として利用したい旨、賃貸借の申し出がホテルの経営者であります株式会社シーガル・リゾート・イノベーションからございました。つきましては、この町道は現在、公衆用道路としては実質利用されておらず、また、隣接地権者からも認定廃止の同意を得られたところでございます。これらのことから当該町道を廃止をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第39号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 町道の廃止後の予定は売却ですか、それとも賃貸で処理するんですか。 それから、保育園が、この近くにあると思うんですけれども、それとの関連は。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) お答えいたします。

まず、目的ということでございますが、こちらについては最終的に、この道路を借地 するという形で話を伺っております。

それから、こども園の話はちょっとこちらじゃないんですが、そちらについては、も う既に用地的には松乃井さんということで聞いておりますが。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

13番久保君。

13番(久保秀雄君) この町道を廃止することによって、去年ですか、おととしですか、この保

育園については松乃井に売却をすると、こういう形で手続が済んでいるかと思います。ただ、境界だとか、それはちょっと定かではないんですけれども、これからずっと松乃井の北というんですか、そこに抜ける道路というか、そういうような形で地元の人たちは利用していたと、こういう経過があろうかと思います。その辺についてちょっと説明をいただければと思います。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 説明申し上げます。

この道路の認定廃止につきましては、区の同意も得られておりまして、理解をしていただきました。中に町道が使われないまま、進入路としての機能として残ったままになっていたのですが、現状としてはほとんど使われなくて、地元としても区としても問題ないということで同意をいただきましたので、今回議案として上げさせていただいております。以上です。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

1番小林洋君。

1 番(小林 洋君) 町道廃止に関して、境界等の確定とか確認というのはされているんでしょうか。というのは、今後こういう状況で、こういう土地になってしまうと、町の土地等が将来においてあいまいになってしまって、損とか得じゃないですけれども、お互いにもめるもとにならないよう、そういう確定もしくはそういうのを文書に残しておくというのは大事だと思いますけれども、どうでしょう。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) お答えいたします。

認定廃止になって後、借地という形になりますので、境界は立ち会いまして面積を確 定いたしますので、その時点で境界をはっきり確定して面積も確定したいと思います。 以上でございます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

3番中島信義君。

3 番 (中島信義君) この道路の幅員と長さというのはどのくらいだか、ちょっと教えてもらっていいですか。

議 長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) お答えいたします。

基本的な幅員は2メートルで延長が110メートルでございます。以上です。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第40号 みなかみ町職員の給与の臨時特例に関する条例について

議 長(森下 直君) 日程第11、議案第40号、みなかみ町職員の給与の臨時特例に関する条 例についてを議題といたします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第40号についてご説明申し上げます。

国の給与削減措置に伴う地方交付税削減が行われました。これによる住民サービスに 与える影響を回避するため、臨時特例的に職員の給与月額を削減する条例を制定しようと するものであります。

具体的には、職員の給与月額から職務級に応じて2級以下の職員は2.7%、3級から4級の職員は4.5%、5級以上の職員においては5.6%を乗じた額を減額し、平均約4.8%を削減するものであります。

なお、対象職員は全職員273名で、削減措置は平成25年10月1日より平成26年3月31日までの期間であります。削減総額は約2,700万円となり、行政改革実施による人件費削減と合わせて交付税減額の相当部分を補おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第40号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 平均4.8で2,700万円ということでして、交付税削減減額相当分というふうな説明だったんですけれども、各市町村の減額削減率を見ていると1.幾つから7.7ぐらいまで幅があると思うんですけれども、各町村というのはその額に見合ったあれをしているということじゃなくて、全く自主的にということでいいんですか。

議 長(森下 直君) 町長、答弁お願いします。

町 長 (岸 良昌君) 詳細数字は後ほど担当課長から答えさせますけれども、交付税の減額、これについての推計値はございます。また、これについては、組合とも妥結を持って、この条例提案しておりますので、組合提示したときと、そして、本議会で提案しているということで時点の差がございます。わかりやすくいうと、国が削減の計算をしたときには7月1日ということで、7、8、9、10、11、12、1、2、3、9カ月分ですか、ということになっています。それの削減額をベースに組合と交渉し、なおかつ、きょうの提案になっておりますので、条例どおり10月1日の施行ということになりますと、国がこれが相当分だということで交付税に反映させているのと実際の給与の削減額と、これについては差が出てくると思います。

そしてまた、今のご質問の他市町村ということがありました。市町村ごとに多様な対応にはなっておると思いますけれども、基本的には、その交付税の削減額、これをにらみながら、それぞれの自治体のほうで判断していると、結果的には10月1日以降というところもありますし、既に7月から削減をやっている市町村もあるということなんで、交付税減額総額と、計算上の減額とこの給与削減額、必ずしも全ての市町村で見合っているというふうには思っておりません。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(森下 直君) お諮りいたします。

議案第40号、みなかみ町職員の給与の臨時特例に関する条例については、委員会議 案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、みなかみ町職員の給与の臨時特例に関する条例については、 委員会の議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第41号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について 議案第42号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長(森下 直君) 日程第12、議案第41号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから議案第42号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第41号及び議案第42号について一括してご説明申し上げます。

いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連するみなかみ町税条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、議案第41号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン控除の延長拡充、公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化、地方税にかかわる延滞金と還付加算金の利率の引き下げであります。

次に、議案第42号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ご説明いたします。

主な改正内容は、金融所得課税の一本化に伴う関連条文の整備であり、国民健康保険税の所得割額の基礎となる総所得金額等に公社債の利子及び一般株式等、上場株式等にかかわる譲渡所得等を含めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

- 1 1番 (島崎栄一君) 国民健康保険税条例のことでちょっと聞きたいんですけれども、今回国の ほうの税金が変わったんで条例改正だと思うんですけれども、固定資産税の加算みたいな のが、たしかあると思うんですよ。それというのも国のほうで固定資産税の分を保険で見 なさいということで決まっているんですか、それとも町だけで独自にやっているんですか。
- 議 長(森下 直君) 税務課長。

(税務課長 中島直之君登壇)

税務課長(中島直之君) お答えいたします。

固定資産税のほうにつきましては、資産割というものがございます。それについては、 都市部については資産割がないところがございます。群馬県内については、前橋市と高崎 市の一部が資産割は取ってございません。

以上でございます。

- 議 長(森下 直君) 11番島崎栄一君。
- **11番(島崎栄一君)** そうすると、自治体によっては資産割はしないという選択ができるということなんですか。

議 長(森下 直君) 税務課長。

(税務課長 中島直之君登壇)

税務課長(中島直之君) お答えいたします。

資産割のほうは自治体の判断で取らなくてもよいことになっております。 以上です。

議 長(森下 直君) 11番島崎栄一君。

1 1番(島崎栄一君) 元役場職員から言われて気がついたというか、そうだなと思ったんですけれども、固定資産税を納めていますよね。さらに、固定資産税を納めているのに、また、ここで資産割で固定資産税分ということで健康保険税取られると二重取りじゃないかと言っています。実際、確かに固定資産がある分は固定資産税を納めているのに、また、健康保険でもその分で余計取られるというと大変だなと思いますので、自治体によっては、その判断でなくすということができるということなので、それはなくす方向で検討というのはできないんですかね。

議 長(森下 直君) 町長、答弁。

長(岸 良昌君) 今、税金と言われる国保税、この関連についてが基本的にはそのベースに あるんだろうと思っています。国保の税、これがどういう位置づけで、どういうものがあ るか、これはまた、質問通告もいただいておりますので、そのときお答えするつもりでは ありましたけれども、いずれにしても、その配分についてどういう形の負担が適切である のか、これらについては選択肢は多々あると思います。今の課長からの答弁で言いますと、 まず、税金の中で固定資産税はいかなるものかということについては、税の学者の中でも 多様な議論がなされているようです。すなわち、これは今、島崎議員のご指摘の背景にあ るんだと思いますけれども、収入というのはフローで入ってくるんで、そこから取るのは いいけれども、資産というのは何も稼がないものから評価して課税してどうするんだと、 この議論は税一般の議論としてはあるようです。しかしながら、膨大な資産がありながら フローがゼロだという人が公的分野の税負担をしなくていいのかということがあって、固 定資産という考え方が出てくると、これはまさに国の成り立ち方の問題だと思います。そ して、その中で国民健康保険について強制性のある税の形で負担をもらっていると、これ も国の制度の問題だと思います。その中で、地方自治体ごとに定めることができるのが国 保税でありますので、このことについてはそれぞれの地域の実態が適切に反映できるよう にということなんだろうと思います。

したがいまして、高崎、前橋の大都市部という説明が税務課長からありましたけれども、大都市部の固定資産、面積等に比べて非常に高額になっているものを、この税の一部とは言いながら、ご指摘のように一般税のところで固定資産税があり、そして、国保税の中でそれを反映させるのかどうなのか、これは判断の問題だと思います。このことについて、今なくす方向で検討できないかということでございました。これは当然、国保運営の委員会等にお諮りすることとは思いますけれども、みなかみ町の実態を見ますと、みなかみ町についてはトータルで経済のフローが少なく、資産については非常に大きいものがあります。財政のところでもご説明いたします、町民税の総額と固定資産税の総額というと

ころで顕著にあらわれておりますけれども、固定資産にかかわる部分のカウントを入れないということになりますと、それ以外の部分の負担が非常に大きくなってくると、このバランスの問題があります。

したがって、みなかみ町の特徴を考えると、固定資産にかかわる国民健康保険税のカウントをしなくていいんだという方向は非常に難しいというのが実態だろうと思っております。今のことについては、改めて国保運営委員会等の次の会議のときに、議会でこういうご指摘があったということについては説明するようにいたしますけれども、実態から見て、その方向に行くのは非常に難しいんではないかという感触はいたします。

以上です。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決 いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-36-

日程第13 議案第43号 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の一部を改正 する条例について

議 長(森下 直君) 日程第13、議案第43号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基 金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第43号についてご説明申し上げます。

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例は、つなぎ資金の貸し付けに要する財源に充てるために設置されているものであります。

つなぎ資金の貸付制度は、協働のまちづくりを推進するため、町内の公益的な団体が 国、県等の補助金決定を受けて事業を実施する場合において、その補助金を受け取るまで の間、補助金交付決定額の80%を限度に貸し付けるものであります。

基金は、現在定額運用金として1,000万円積み立てておりますが、今年度においては既に3団体に対し、790万円を貸し付けて、それぞれの団体が事業に取り組んでいるところであります。利用可能残り枠が210万円となっているのが現況でございます。

今後、下半期においても観光協会、商工会及び商店街振興組合等が国や県の各種補助金を受けて事業を実施する予定となっており、貸付金の需要増加額は1,500万円以上になるものと予想しているところであります。

したがいまして、本基金を1,500万円積み増し、これらの需要に対応いたしたく、 条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第43号についての質疑はありませんか。

1番小林洋君。

- 1 番 (小林 洋君) これは、あくまでつなぎ資金なんで、回収率は基本的に100%だと思う んですが、回収できなかった例というのはあるんでしょうか。
- 議 長(森下 直君) まちづくり交流課長。

(まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇)

まちづくり交流課長(宮崎育雄君) お答えします。

一部返済がおくれている事例がございますが、これについては返済の約束を取りつけております。

以上でございます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

これより議案第43号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の一部を改正する 条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の一部を 改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第44号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議につ いて

議 長(森下 直君) 日程第14、議案第44号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変 更に関する協議についてを議題といたします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第44号についてご説明申し上げます。

利根沼田広域市町村圏振興整備組合規約の一部を改正するもので、内容は、本年4月1日から障害者自立支援法の名称が障害者総合支援法に改められ、あわせて、平成26年4月1日から障害福祉サービスの必要性を明らかにするための障害者の心身の状況を示す区分、障害程度区分が障害の程度ではなく標準的な支援の度合いを示す区分、障害支援区分に改められることに伴いして、共同処理をする事務を定めております規約第3条第14号において「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改正するものであります。

組合の規約改正は、関係市町村の議会の議決を得て、県知事の許可を受けることとなっておりますので、このたび提案をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

これより議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

そこで、今度は次が続くから、ここでちょっと早いですけれども、暫時休憩いたしま す。午後1時から再開をさせていただきたいと思います。

(11時36分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長(森下 直君) 再開いたします。

日程第15 認定第1号 平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて

認定第3号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第4号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

認定第5号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長(森下 直君) 休憩前に引き続き、日程第15、認定第1号、平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 認定第1号から6号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号についてご説明申し上げます。

歳入総額は145億3,600万3,525円、歳出総額は136億4,120万9,671円で、歳入歳出差引残額は8億9,479万3,854円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が3億4,674万1,000円ありますので、実質収支額は5億4,805万2,854円となりました。

歳入については、町税の総額が37億6,552万7,000円で、歳入の25.9%を 占めております。

その主なものは、町民税 8 億 1,4 9 9 万 7,0 0 0 円、固定資産税 2 5 億 4,0 9 2 万 でありました。

地方譲与税は2億408万円、各種交付金は合計で3億955万2,000円でありました。地方交付税では、普通交付税が50億3,015万9,000円、特別交付税が3億3,466万円でありました。

分担金及び負担金は、総額1億9,600万5,000円で、町組集会施設整備事業分担金4,487万8,000円、保育園保育料負担金3,888万5,000円、学校給食費負担金8,703万2,000円等でありました。

使用料及び手数料は、町営住宅使用料で総額2億6,329万6,000円となりました。

国庫支出金の総額は6億9,719万4,000円で、障害者自立支援給付費等負担金 1億5,270万円、児童手当負担金1億5,087万9,000円、社会資本整備総合交付金1億6,005万5,000円、道整備交付金5,648万3,000円などとなりました。

県支出金の総額は10億1,528万4,000円で、障害者自立支援給付費等負担金7,635万円、国民健康保険基盤安定負担金7,682万1,000円、電源立地地域対策交付金5,472万4,000円、福祉医療費補助金8,130万4,000円、中山間地域総合整備事業補助金1億9,360万9,000円、農業体質強化基盤整備促進事業補助金9,600万円、緊急雇用創出基金事業補助金6,011万2,000円などでありました。

繰入金の総額は2億8,601万5,0000円で、主なものは財政調整基金繰入金1 億1,680万円であります。

町債の総額は16億9,120万円で、内訳は合併特例事業債が3億6,920万円、 過疎対策事業債が5億3,760万円、公共事業等債及び災害復旧事業債が540万円、 地方交付税で交付されるべきところの臨時財政対策債が7億7,900万円でありました。 歳出については、目的別にご説明申し上げます。

1 款議会費は1億697万5,000円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で16億796万円となり、主な内訳は、総務管理費13億4,9

66万4,000円、徴税費1億7,846万5,000円、戸籍住民基本台帳費5,631万9,000円等であります。総務管理費の主なものは、一般管理費5億9,765万円、財産管理費2億6,597万1,000円、企画費1億1,346万4,000円でありました。

3款民生費は、総額で22億8,933万3,000円となりました。このうち社会福祉費は15億7,835万3,000円で、主な内訳は、社会福祉総務費1億3,075万8,000円、老人福祉費1億2,714万9,000円、福祉医療費1億7,166万5,000円、障害者福祉費3億9,615万円、介護保険費3億3,596万3,000円、後期高齢者医療費3億5,865万8,000円でありました。また、児童福祉費は7億1,093万8,000円であり、児童手当や保育園、こども園及び児童館にかかわる経費でありました。

4 款衛生費は、総額11億8,523万3,000円となりました。内訳は、保健衛生費が4億8,265万4,000円、清掃費が6億557万9,000円、水道費が9,700万円であります。

6 款農林水産業費は、総額11億973万1,000円であり、その内訳は、農業費が 10億1,315万3,000円、林業費が9,657万8,000円でありました。

農業費の主なものは、農地費の利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1,058 万1,000円を初め、各種土地改良関係事業費でありました。

7款商工費は、総額4億6,412万9,000円となり、その内訳は商工費9,093万2,000円、観光費3億7,319万7,000円でありました。

8款土木費では、総額18億1,665万2,000円となり、内訳は、道路橋梁費7億4,215万8,000円、都市計画費9億3,357万円、住宅費1億2,869万1,000円等でありました。

道路橋梁費の主なものは、道路新設改良費2億9,210万4,000円、除雪費2億948万3,000円でありました。

都市計画費は、都市整備費のまちづくり交付金事業 2 億 1,7 7 3 万 5,0 0 0 円、道整備交付金事業 1 億 5,5 3 0 万 3,0 0 0 円、公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金 4 億 3,6 0 0 万円が主なものでありました。

住宅費は1億2,869万1,000円で、町営住宅の住宅管理費であります。

9款消防費は、総額4億9,797万7,000円で、常備消防費の利根沼田広域消防費3億3,702万9,000円などでありました。

10款教育費は、総額15億3,142万4,000円となり、その内訳は教育総務費2億2,859万2,000円、小学校費9,215万5,000円、中学校費7,185万9,000円、高等学校費4億3,572万円、幼稚園費9,875万2,000円、社会教育費3億1,849万8,000円、学校給食費2億3,633万2,000円などでありました。高等学校費は、利根沼田学校組合に対する普通交付税措置分4億3,406万円が主なものであります。

11款災害復旧費は6,262万円で、土木施設5,855万7,000円の災害復旧費

などでありました。

1 9 款公債費は、総額で26億2,243万7,000円となり、地方債元金償還は2 3億9,217万6,000円で、利子は2億3,026万1,000円でありました。

13款諸支出金は、総額で3億3,062万5,000円となりました。

主なものは土地開発公社費が 2 億 9 6 2 万 3,000円、普通財産取得費の鹿野沢地区の土地取得費が 1 億 2,100万円でありました。

以上、一般会計についてご説明申し上げました。

次に、認定第2号についてご説明申し上げます。

歳入総額32億3,254万4,857円、歳出総額27億8,897万9,827円となり、歳入歳出差引残額は4億4,356万5,030円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の22.8%、国庫支出金が23. 1%、前期高齢者交付金が16.1%、共同事業交付金が11.0%などとなっております。 歳出につきましては、大部分を2款の保険給付費が占めており、歳出総額の65.3% であります。実質収支額が4億4,356万5,000円となりましたが、24年度に引き 続き、25年度以降につきましても、さらなる財源等の精査を重ね、国保会計の安定運営 を図る所存であります。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げました。

次に、認定第3号についてご説明申し上げます。

歳入総額 2 億 6,8 3 0 万 1,3 2 3 円、歳出総額 2 億 4,9 8 1 万 3,1 1 1 円となり、 歳入歳出差引残額は 1,8 4 8 万 8,2 1 2 円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が歳入総額の55.8%を占め、続いて、 一般会計繰入金の36.3%などとなっています。

歳出につきましては、大部分が2款の後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の95.1%を占めております。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となっており、町においては主に保険料の徴収や窓口業務を行っております。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げました。

次に、認定第4号についてご説明申し上げます。

歳入総額20億911万7,380円、歳出総額19億7,010万7,175円、歳入歳出差引残額は3,901万205円となりました。

歳入につきましては、介護保険料が歳入総額の16.0%、国庫支出金が24.5%、 支払基金交付金が27.9%、県支出金が14.4%などとなっています。

歳出につきましては、大部分を2款の保険給付費が占めており、歳出総額の96.5% であります。引き続き健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図 らるよう、制度の拡充に努めてまいります。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げました。

次に、認定第5号についてご説明申し上げます。

歳入総額9億9,647万6,216円、歳出総額9億7,054万6,206円で、歳

入歳出差引残額は2,593万10円となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源額が82万1,000円ありますので、実質収支額は2,510万9,010円となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料が歳入総額の21.6%、一般会計繰入金が43.8%、町債が25.8%などとなっています。

歳出につきましては、半分以上、3款の公債費が占めており、歳出総額の54.8%となっています。

2款の下水道事業費は37.7%であります。

以上、下水道事業特別会計についてご説明申し上げました。

次に、認定第6号についてご説明申し上げます。

収益的収支では、事業収益 4 億 5,5 7 5 万 6,6 8 1 円、事業費用 4 億 2,0 9 9 万 5,7 0 8 円となりました。消費税差引計算後 3,0 1 2 万 1 4 3 円の当年度純利益となり、3 億 3,2 5 0 万 9,0 2 6 円が当年度末処理欠損金となりました。

資本的収支では、事業収入2億4,417万6,000円で、事業支出4億3,677万819円となり、不足額1億9,259万4,819円は当年度分消費税及び地方税資本的収支調整額464万830円、過年度分損益勘定留保資金1億8,795万3,989円で補填いたしました。

主な事業は、水道管システム統合整備、川上地内配水池築造工事であります。

以上、水道事業会計についてご説明申し上げました。

認定1号から認定6号まで一括してご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 谷正誼君。よろしくお願いします。

(代表監査委員 谷正誼君登壇)

代表監査委員(谷正誼君) 代表監査委員の 谷でございます。

先般、平成24年度の町の会計決算審査を実施させていただきました。私のほうから 決算審査意見書をご報告申し上げます。

平成24年度

決算審査意見書

利根郡みなかみ町

み監委発第 1 号 平成25年8月29日

みなかみ町長 岸 良 昌 様

みなかみ町監査委員 澁 谷 正 誼 同 中 村 正

平成2 4年度みなかみ町各会計決算及び各基金の運用状況の 審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、平成24年度みなかみ町各会計決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

記

◎審査の対象

- 1 平成24年度みなかみ町一般会計決算
- 2 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算
- 4 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計決算
- 5 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計決算
- 6 平成24年度みなかみ町水道事業会計決算

◎審査の期間

平成25年7月24日から8月7日まで

◎審査補助者

総合政策課長 増田 伸之 会計課長 永井 泰一

総合政策課財政グループリーダン 桑原 孝治 総合政策課財政グループ主査 新井芙美子

第1 一般会計

I 総説

平成24年度における一般会計の決算額は次のとおりである。

(単位:円)

区	分	平成24年度	平成23年度	比 較 増	減
				増 減 額	増減率
歳	入	14,536,003,525	14,281,051,208	254,952,317	1.8%
歳	出	13,641,209,671	13,339,546,839	301,662,832	2.3%
差引	残 額	894,793,854	941,504,369	△46,710,515	△5.0%

歳入構成

(単位:円)

区分	平成24年度		平成23年度	
3	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	5,253,874,501	36.1%	4,999,590,322	35.0%
依存財源	9,282,129,024	63.9%	9,281,460,886	65.0%
計	14,536,003,525	100.0%	14,281,051,208	100.0%

1 財政収支の状況

平成24年度の歳入総額は14,536,003,525円で、予算額に対して98.12%、調定額に対しては92.61%である。

また、自主財源である町税は、3,765,526,512円であり、歳入に占める割合は25.90%で、224,234,573円の不納欠損額と855,617,299円の収入未済額がある。

歳出については、総額 13,641,209,671円で、歳入歳出差引残額は 894,793,854 円である。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源 346,741,000円を差し引いた、実質収支額は、548,052,854円であり、300,000,000円が基金繰入の予定となっている。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、855,617,299円であり、調定額 に対しての収納率は 77.71%である。

税収入以外の収入未済額は、12款分担金及び負担金の1項1目農林水産業費分担金36,144,488円、2項2目民生費負担金において、1,671,300円、5目教育費負担金10,286,480円、6目商工費負担金1,580,240円、13款使用料及び手数料で

は1項5目商工使用料 18,004,450円、6目土木使用料 9,568,673円、7目教育使 用料 65,700円、2 0款諸収入の4項1目雑入 2,645,170円である。

歳出については予算額 14,814,715,000円、支出済額 13,641,209,671円であるが、 不用額 446,239,329円と翌年度繰越額 727,266,000円があり、予算の執行率は 96.99%となっている。

3 基金の状況

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行った。 なお、平成24年度決算により生じた余剰金のうち300,000,000円は、平成25年度に積み立てる予定である。

⊚みなかみ町積立基金の状況

(単位:円)

基金名	前年度末残高	決算年度中 増嵩(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現 在 高
財政調整基金	3,097,618,466	450,934,268	116,800,000	3,431,752,734
減 債 基 金	432,876,846	173,685	0	433,050,531
地域福祉基金	89,585,204	26,860	0	89,612,064
ふるさと農村活性化基金	19,539,378	5,561	2,581,350	16,963,589
教育環境整備基金	18,760,198	5,949	7,700,000	11,066,147
特殊車等維持購入基金	32,132,773	9,585	0	32,142,358
高島牧孫災害防止等整體基金	40,263,244	16,520	5,984,541	34,295,223
奥利機 アメニティ強持管理基金	68,765,740	17,695	30,000,000	38,783,435
地場産業振興基金	20,004,010	10,006,028	16,500,000	13,510,038
教 育 基 金	25,219,840	7,565	25,227,405	0
公共施設管理基金	360,000,000	200,121,314	0	560,121,314
スポーツ・健康まちづくり振興基金	50,000,000	15,000	20,000,000	30,015,000
国際化政策基金	30,000,000	0	8,000,000	22,000,000
有害鳥獸対策基金	100,000,000	49,962	34,000,000	66,049,962
おなかお・水・「環境力」基金	2,590,878	4,215,696	Ō	6,806,574
合併振興基金	1,739,050,421	13,131,304	9,000,000	1,743,181,725
猿ヶ京温泉給湯施設基金	0	81,214,522	2,520,000	78,694,522
自家用有償バス運行基金	0	1,717,999	910,000	807,999
赤沢スキー場基金	0	1,311,587	1,311,587	0
計	6,126,406,998	762,981,100	280,534,883	6,608,853,215

Ⅱ 各説

1 歳入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意した。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。
- ◎歳入の各款ごとの状況は、次のとおりである。

1款 町税

町税は、調定額 4,845,378,384円に対し収入済額は 3,765,526,512円であった。これは、2 3年度に対して 78,725,505円の減額であり、2 項固定資産税、4 項町たばこ税、6 項都市計画税が前年度を下回った。町税の収入済額のうち固定資産税が67.48%、町民税が21.64%であった。

収納率の状況は次のとおりであるが、24年度は、77.71%となった。経済情勢が厳しい中ではあるものの、徴収についてより一層の努力を望むものである。

◎収納率調 (単位:円)

年度 区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	4,845,378,384	3,765,526,512	224,234,573	855,617,299	77.71%
H23	4,963,985,157	3,844,252,017	119,489,048	1,000,244,092	77.44%
増 減	△118,606,773	△78,725,505	104,745,525	△144,626,793	0.27

2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款の状況は次表のとおりである。 (単位:円)

款	項	料 目	平成24年度	平成23年度
			収入済額	収入済額
		地方讓与税	204,080,282	218,093,268
2	1	地方揮発油讓与税	60,700,000	60,659,000
2578	2	自動車重量譲与税	143,380,000	157,434,000
	3	地方道路讓与税	282	268
3	1	利子割交付金	3,963,000	4,402,000
4	1	配当割交付金	3,421,000	3,369,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	1,051,000	819,000
6	1	地方消費税交付金	204,342,000	209,228,000
7	1	ゴルフ場利用税交付金	22,389,640	22,570,380
8	1	自動車取得税交付金	65,310,000	47,843,000
9	1	地方特例交付金	4,257,000	46,848,000
1 1	1	交通安全対策特別交付金	4,818,000	4,812,000

10款 地方交付税

地方交付税 5,364,819,000円は、利根商業高等学校分として 434,060,000円が含まれており、その状況は次表のとおりである。

(単位:円)

平成23年度	構成比
交付税額	情以氏
5,224,257,000	100.00
4,877,483,000	93.36
346,774,000	6.64
442,082,000	8.46
4,782,175,000	91.54
	交付税額 5,224,257,000 4,877,483,000 348,774,000 442,082,000

12款 分担金及び負担金

分担金において 36,144,488円の収入未済額、負担金において 13,538,020円の収入未済額があり、分担金については、畜産基地建設事業分担金である。

負担金については、保育園保育料負担金 1,671,300円、学校給食費負担金 10,286,480円、猿ヶ京温泉給湯施設負担金 1,580,240円であるが、未納の内容によって は制度維持の観点から法的措置を踏まえての徴収を望むものである。

13款 使用料及び手数料

使用料の収入未済額は、観光センター使用料 979,840円、猿ヶ京温泉給湯施設使用料 17,024,610円、町営住宅使用料 9,568,673円、カルチャーセンター使用料 39,700円、スクールバス使用料 26,000円であり、分担金及び負担金と同様の措置を望むものである。

2 0款 諸収入

雑入の収入未済額は、資源リサイクル事業収入 12,500円、町営住宅し尿処理施設使 用料27,900円、町営住宅駐車場使用料 6,000円、町営住宅退去修繕料 2,071,615円、 観光センター電気・維持管理料等 527,155円であり、分担金及び負担金と同様の措置 を望むものである。

なお、14款国庫支出金から19款繰越金まで及び21款町債については特記事項はなく、決算書のとおりである。

2 歳出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意した。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

1款 議会費

議会費の歳出総額は 106,974,960円であり、主なものは議員報酬・議員手当・職員人件費である。

2款 総務費

総務費の歳出総額は 1,607,959,831円である。

1 項総務管理費は 1,349,663,711円で、主なものは一般管理費 597,650,309円、財産管理費 265,970,815円、企画費 113,463,788円、産業政策費 53,572,320円、温泉施設費 69,724,058円等となっており、2 項徴税費は 178,465,473円で、税務総務費 124,646,231円が主である。3 項戸籍住民基本台帳費は 56,318,711円であった。

総合計画の後期基本計画の策定にあたり、施策ごとの現状と課題を整理し、平成25年度から29年度を計画期間とした、取り組み方針が示された。

今後、事務事業について、方針に沿った改革及び改善が必要となっている。

3款 民生費

民生費の歳出総額は 2,289,332,530円である。

1項社会福祉費は 1,578,352,853円で、主なものでは、社会福祉総務費 130,757,828円、老人福祉費 127,148,900円、福祉医療費 171,665,239円、障害者福祉費 396,149,678円、介護保険費 335,962,717円、後期高齢者医療費 358,658,020円となっている。

2項児童福祉費は 710,937,927円となり、主なものでは、児童措置費 271,348,900円、保育園費 315,140,574円である。

平成27年度に子ども・子育て新制度が導入予定となっており、保育料の単価や 給付制度が改正されると保護者等への影響も大きいため、新制度について積極的に 情報収集を行い、今後の対策に係る十分な検討が必要と思われる。

4款 衛生費

衛生費の歳出総額は 1,185,232,671円である。

1 項保健衛生費は 482,653,545円で、主なものでは保健衛生総務費 91,940,915 円、予防費 90,851,704円、国民健康保険費 181,337,183円、環境衛生費 87,083,447円である。

2項清掃費 605,579,126円は、清掃総務費 105,362,897円、塵芥処理費 85,545,885円、奥利根アメニティパーク管理費 414,670,344円である。

3項水道費は、水道事業会計への繰出金 97,000,000円である。

ごみの資源化率が、平成22年度59.9%、平成23年度59.7%、平成24年度59.1%と減少傾向にあるため、資源化の推進に向け、更なる取り組みを望む。

アメニティパークにおいて、業務の集約による効率化を行い、年間電気量について、5.5%の削減を図った。経常経費の削減対策としての一例と言える。

5款 労働費

労働費の歳出総額は 16,113,550円で、貸付金の勤労者生活資金預託金 16,000,000円が主なものである。

6款 農林水産業費

農林水産業費の歳出総額は 1,109,731,491円である。

1 項農業費は 1,013,153,381円で、主なものは、農業委員会費 33,895,490円、 農業総務費 98,676,450円、農業振興費 75,300,094円、畜産業費 54,218,129円、 農地費 711,012,036円、地籍調査費 40,051,182円である。

2項林業費は 96,578,110円で、林業振興費 72,597,009円が主なものである。

平成24年10月に鳥獣被害対策実施隊が組織され、駆除活動等が行われた。 獣害対策の推進に係る成果は、多面的に分析する必要があり、近隣の市町村との 連携も検討すべきと考える。

7款 商工費

商工費の歳出総額は 464,128,873円である。

1 項商工費は 90,931,962円で、商工総務費 46,813,557円、商工業振興費 44,118,405円である。

2 項観光費は 373,196,911円で、主なものは、観光総務費 146,482,782円、観光 振興費 85,518,271円、観光施設費 98,989,509円である。

観光消費額について、平成23年度19,951,028,000円、平成24年度20,725,087,000円と3.9%の増加となった。要因の一つとして、群馬県、JR東日本高崎支社と連携した「ググっとぐんま観光キャンペーン」が7月から9月にかけて展開されたことが考えられる。

8款 土木費

土木費の歳出総額は 1,816,651,839円である。

1 項土木管理費は 12,106,960円であり、2 項道路橋梁費は 742,157,756円で、 主に道路新設改良費 292,104,043円、除雪費 209,483,166円である。

3項河川費 125,873円は、河川維持費である。

4項都市計画費は 933,570,079円で、主なものでは、都市整備費 389,199,940円、 公共下水道費 436,000,000円である。

5項住宅費 128,691,171円は、町営住宅管理費である。

町内の道路で不便を感じている町民の割合は、平成23年度52.9%から平成24年度50.7%と2.2ポイント向上した。

今後も、道路の狭隘部分の拡幅や老朽箇所の点検及び維持修繕等について、迅速 な対応が望まれる。

9款 消防費

消防費の歳出総額は 497,976,819円で、主なものは、利根沼田広域消防費 337,028,690円である。

自主防災組織について、平成24年度に全行政区を対象に図上訓練を実施したことが要因となり、組織率が95%となった。

一過性の組織とならないよう、活動の促進に向け、継続した対策を望む。

10款 教育費

教育費の歳出総額は 1,531,424,403円である。

1項教育総務費 228,591,929円は、主に事務局費 227,284,185円である。

2項小学校費 92,155,155円は、小学校総務費 35,999,552円と小学校費 56,155,603円であり、3項中学校費 71,858,763円は、中学校総務費 25,618,162円と中学校費 46,240,601円である。また、4項高等学校費 435,720,000円は、利根商地方交付税分負担金 434,060,000円が主なものであり、5項幼稚園費は 98,751,682円である。

6項社会教育費の 318,498,001円は、社会教育総務費 73,308,387円、社会教育施設費 220,700,357円等であり、7項保健体育費は 49,516,782円、8項学校給食費は 236,332,091円である。

「地域で児童生徒を見守る」活動は、地域、学校ごとに取り組み方や姿勢に温度 差があるため、活動推進について、今後も継続した対策が望まれる。

スポーツ環境の整備について、既存施設の統廃合を検討した上で、施設の機能充 実を図る必要がある。

11款 災害復旧費

災害復旧費の歳出総額は 62,620,229円で、農林水産施設災害復旧費 4,063,500円、土木施設災害復旧費 58,556,729円である。

12款 公債費

公債費の歳出総額は 2,622,436,995円で、元金 2,392,175,755円、利子 230,261,240円である。

群馬県貸付金について、342,720,983円の繰上償還を行い、全額償還となった。

13款 諸支出金

諸支出金の歳出総額は 330,625,480円であり、土地開発公社費 209,622,850円、普通財産取得費 121,000,000円が主なものである。

土地開発公社へ補助金を交付しているため、平成24年度土地開発公社決算について、審査を行った。

出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法適正であると認めた。

第2 特別会計

I 総説

平成24年度における各特別会計収支の状況は、次のとおりである。

◎特別会計歳入・歳出決算額

(単位:円)

会 計 名	歳入	歳 出	差引額
国民健康保険	3,232,544,857	2,788,979,827	443,565,030
後期高齢者医療	268,301,323	249,813,111	18,488,212
介護保険	2,009,117,380	1,970,107,175	39,010,205
下水道事業	996,476,216	970,546,206	25,930,010
合 計	6,506,439,776	5,979,446,319	526,993,457

平成24年度みなかみ町各特別会計の歳入総額6,506,439,776円に対し、歳出総 額は 5,979,446,319円で、歳入歳出差引残額 526,993,457円となり、国民健康保険 特別会計で 230,000,000円が基金繰入の予定となっており、296,993,457円を翌年 度に繰越すものである。

◎一般会計からの繰入金の状況 (単位:円)

会 計 名	本年度繰入金
国民健康保険	147,838,190
後期高齢者医療	97,391,474
介 護 保 険	273,084,000
下 水 道 事 業	436,000,000
合 計	954,313,664

◎歳入関係執行状況

(単位:%)

会 計 名	調定額/予算額	収入済額/調定額	備考
国民健康保険	117.11	92.61	
後期高齢者医療	107.06	99.12	
介護保険	101.52	99.28	
下水道事業	99.99	97.55	0

◎歳出関係執行状況

(単位:%)

会 計 名	支出済額/予算額	不用額/予算額	備考
国民健康保険	93.57	6.43	
後期高齢者医療	98.80	1.20	
介護保険	98.83	1.17	
下水道事業	95.00	3.41	翌年度繰越額/予算額 1.59

◎収入未済額

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成23年度
国民健康保険税等	252,258,514	237,954,308
後期高齢者医療保険料	1,803,400	2,179,300
介護 保険料	13,553,772	12,066,972
下水道使用料等	23,725,329	25,875,458
合 計	291,341,015	301,852,715

Ⅱ 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1款国民健康保険税の調定額 996,115,008円に対する 収入済額 738,098,532円で、74.10%の収納率であった。また、不納欠損額は 5,780,040円となった。

次に、2 款国庫支出金 745,545,677円、4 款前期高齢者交付金 519,289,802円、6 款共同事業交付金 356,784,020円、9 款繰越金 372,766,611円で、歳入総額は3,232,544,857円である。

歳出における主なものは、2款保険給付費 1,821,625,867円、3款後期高齢者支援金等 374,131,769円、7款共同事業拠出金 347,064,557円で、歳出総額は 2,788,979,827円であり、歳入歳出差引残額は 443,565,030円である。

平成25年度まで税率改正は行わないため、今後の収支状況を的確に推計し、計画的で健全な国保財政の運営が望まれる。

2 後期高齢者医療特別会計

歳入における主なものは、1款後期高齢者医療保険料 149,626,700円、2款繰入 金 97,391,474円で、歳入総額は 268,301,323円である。

歳出における主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金237,696,032円で、 歳出総額は249,813,111円であり、歳入歳出差引残額は18,488,212円である。

3 介護保険特別会計

歳入における主なものは、1款保険料 322,014,300円で、調定額 336,538,472円 に対する収納率は 95.68%である。

次に4款国庫支出金 491,595,578円、5款支払基金交付金 559,582,757円、6款 県支出金 289,888,200円、9款繰入金 326,432,000円で、歳入総額は 2,009,117,380円である。

歳出における主なものは、1款総務費29,440,827円、2款保険給付費

- 1,900,804,123円、3款地域支援事業費 17,886,694円で、歳出総額は
- 1,970,107,175円であり、歳入歳出差引残額は39,010,205円である。

今後予定される介護保険制度の改正により、財政負担の増加の可能性があるため、積極的な情報収集により、あらゆる角度からの検討を望むものである。

4 下水道事業特別会計

歳入総額は 996,476,216円で主なものは、2款使用料及び手数料 215,414,829円、5 款繰入金 436,000,000円、7款町債 257,100,000円である。

収入未済額については、下水道使用料等で 23,196,299円、受益者負担金で 529,030円があり、適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は 970,546,206円で主なものは、2款下水道事業費 365,901,533円、3 款公債費 531,698,824円であり、歳入歳出差引残額は 25,930,010円である。

水洗化率について、平成21年度 86.6%、平成22年度 84.3%、平成23年度 83.9%と減少していたが、平成24年度は 84.5%と増加に転じた。

料金収入の安定的な確保のため、今後も水洗化率の向上に努められたい。

第3 企業会計

1 水道事業会計

- (1) 収益的収入及び支出
- ① 上水道事業収益の営業収益 243,608,896円から仮受消費税 11,459,554円を除いた額と、簡易水道事業収益の営業収益 163,528,290円から仮受消費税 7,681,939円を除いた額の合計は、損益計算書の営業収益 387,995,693円となっている。営業収益の99.27%を、給水収益が占めている。
- ② 営業外収益 50,570,790円の主なものは、他会計補助金である。
- ③ 上水道事業費用の営業費用 172,148,939円から仮払消費税 2,303,329円を除い た額と、簡易水道事業費用の営業費用 189,762,019円から仮払消費税 1,651,230

円を除いた額の合計は、損益計算書の営業費用 357,956,399円となっている。 営業費用の主なものは、減価償却費 161,891,021円、総係費 115,108,244円である。

- ④ 営業外費用の主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費となっている。
- ⑤ 損益計算書において、当年度純利益 30,120,143円となり、当年度未処理欠損 金は 332,509,026円となった。

(2)資本的収入及び支出

- ① 上水道事業資本的収入 86,629,000円の主なものは、企業債 65,900,000円であ り、簡易水道事業資本的収入 157,547,000円の主なものは、企業債 114,700,000 円、補助金 38,044,000円となっている。
- ② 上水道事業資本的支出の建設改良費 98,627,550円から仮払消費税 4,696,550 円を除いた額と、簡易水道事業資本的支出の建設改良費 43,479,891円から仮払 消費税 2,070,471円を除いた額の合計は、貸借対照表の有形固定資産の建物、構 築物、機械及び装置に計上されている。
- ③ 上水道事業資本的支出の企業債償還金 134,068,149円と、簡易水道事業資本的 支出の企業債償還金 160,595,229円は、貸借対照表の借入資本金の企業債の減少 項目である。

(3) 事業運営

- ① 未収金 112,641,782円のうち、平成25年3月末現在の水道料金は、 110,070,582円であり、5月末現在では56,250,654円となっている。 この未収金は累積額であり、適正な処理が強く望まれる。
- ② 経営成績については、営業収益営業利益率(営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている。)が 7.74% (前年7.36%) となった。

経営資本回転率(経営資本に対する営業収益の割合であり、期間中に経営資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている。)は 0.101回 (前年 0.102回) となった。

また、経営資本営業利益率(経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている。)は 0.78% (前年 0.75%) になった。

③ 一般会計からの補助金 97,000,000円のうち、24,231,000円が法定外であるため、経営基盤の強化に向け、更なる取り組みを望む。

第4 審査結果の総括意見

平成24年度の決算審査は、総合計画の基本構想及び基本計画に沿ったまちづく り施策について、行政評価制度を活用し、審査を行った。

1 歳入について

町税及び使用料等は、町を支える礎であり、収入未済額を増やさない対応を今後 も重要課題として取り組まれたい。

毅然とした厳しい対処により、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後 厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれる。

主な町税及び使用料等の収入未済額

(単位:円)

項目	平成24年度末	平成23年度末	増 減
町 税	855,617,299	1,000,244,092	△144,626,793
畜產基地建設事業分担金	36,144,488	18,094,950	18,049,538
保育園保育料負担金	1,671,300	1,348,500	322,800
学校給食費負担金	10,286,480	9,946,758	339,722
温泉給湯施設負担金	1,580,240	1,692,000	△111,760
温泉給湯施設使用料	16,879,890	18,776,920	△1,897,030
町営住宅使用料	9,568,673	10,793,950	△1,225,277
国民健康保険税	252,236,436	237,954,308	14,282,128
後期高齢者医療保険料	1,803,400	2,179,300	△375,900
介護保険料	13,553,772	12,066,972	1,486,800
下水道使用料等	23,725,329	25,875,458	△2,150,129
水 道 料 金	110,070,582	123,379,395	△13,308,813
合 計	1,333,137,889	1,462,352,603	△129,214,714

2 歳出について

健全財政に向け、早期勧奨退職制度の推進、地方債の新規発行の抑制や繰上償還、 特定目的基金の積立等、鋭意努力されていることが認められる。

しかし、地方交付税の合併算定替による増額分の約13億円が、平成28年度から32年度まで段階的に減少し、33年度以降増額分が0円となる。このことを想定し、個別の事務事業の必要性・重要性について更なる検討を進め、今後も経費の節減に努められたい。

3 事務事業マネジメントシートについて

事務事業マネジメントシートは、事務事業の振り返りから、目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性等を評価し、改革や改善を検討するもので、行政評価制度の 根幹を成すものと言える。

そこで、行政評価制度そのものを検証するため、事務事業マネジメントシートを 試査の方法により審査を行った。

平成24年度の事務事業は895事業であり、46事業、5.1%を指定し、「事業概要」及び「事務事業の手段・目的・結果及び対応する指標」について、重点的に説明を求めた。

審査結果として、精度向上に向け、改善を望むものである。

課題は、各指標の整理が十分ではなく、目的と成果指標が不一致となっているものがある。これは、担当者のみの考えに留まり、課内での検討が十分に行われていないことが要因と思われる。

今後、事務事業マネジメントシート作成の手法等を検討するなど、熟慮の上対処されたい。

4 行政と地域の連携について

これまでスポーツ・文化等の分野で活動をしている各種協会、団体のほかに、このところ「まちづくり協議会」「自主防災組織」「地域除雪支援事業によるモデル地区」あるいは福祉分野の「いきいきサロン」等々行政の呼びかけと支援により、それぞれの地域の人たちが主体となった活動が育ちつつある。

こうしたことは、職員数が減少する中で地域と共に進むまちづくりとして極めて 重要な課題である事を踏まえ、今後も各種事業等を核として、地域で自主的に活動 できる分野を更に広げていただきたい。

以上、要望事項を含め意見を記したところであるが、みなかみ町の将来に向けて対応を望むものである。

平成24年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試査の 方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じ会計処理は適法 適正であると認めたので報告する。

平成24年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	<u> </u>	13.36(%)	
② 連結実質赤字比率	2 0	18.36(%)	
③ 実質公債費比率	14.4 (%)	25.0 (%)	
④ 将来負担比率	44.6 (%)	350.0 (%)	c

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について
 - 平成24年度の実質収支は黒字であり、問題ない。
- ② 連結実質赤字比率について 平成24年度の連結実質収支は黒字であり、問題ない。
- ③ 実質公債費比率について 平成24年度の実質公債費比率は14.4%となっており、早期健全化基準 の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- ④ 将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率は44.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率については、平成24年度決算において14.4%となり、 地方債の許可基準である18%を下回ったため特になし。

平成24年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる 事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成24年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	=	20.0(%)	

代表監査委員(谷正誼君) なお、この決算審査のことにつきましては、先ほど町長のほうから 日程第7号の報告第9号で財政健全化の審査意見書について触れていただきました。皆さ んのお手元にも表として作成して添付してございます。それぞれ数字は枠内でございまし て、問題はないということで、順次改善がされている状況がわかるわけでございます。今 後とも、適切な運営を心からお願いをいたします。

以上、私のほうから決算審査意見についてご報告申し上げました。

議 長(森下 直君) 以上で決算審査の報告を終わります。大変ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑は簡単にお願いいたします。

まず、認定第1号、平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成24年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について、 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(森下 直君) お諮りいたします。

認定第1号、平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定

第6号、平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成24年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成24年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第45号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について 議案第46号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について

議 長(森下 直君) 日程第16、議案第45号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算 (第2号) についてから、議案第46号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補 正予算(第1号) についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第45号及び議案第46号について一括してご説明申し上げます。 まず、議案第45号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,949万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億4,484万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費1億2,372万5,00円の増額は本庁舎維持管理事業1,700万円、協働のまちづくり活動貸付基金管理事業1,500万円、地域省エネルギー設備設置改修対策事業3,700万円が主なものであります。

3款民生費、2項児童福祉費の増額は、子育て世帯住宅新築補助事業700万円が主なものです。

4 款衛生費では、2項清掃費725万6,000円の増額は、合併浄化槽普及推進事業441万7,000円が主なものです。

6 款農林水産業費では、1項農業費2,559万9,000円の増額は、農地情報管理事業358万1,000円、小規模土地改良事業1,300万円、農業用水路維持管理事業400万円が主なものであります。

2項林業費473万8,000円の増額は、林道整備事業300万円が主なものです。

7 款商工費では、1 項商工費 1,000万円の増額は、住宅新築改修費補助事業であります。

2項観光費2,007万円の増額は、諏訪峡・利根川遊歩道等管理事業1,320万円、 猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業240万円が主なものです。

8 款土木費では、2項道路橋梁費1,000万円の増額は、道路補修等の道路維持管理 事業であり、5項住宅費500万円の増額は、町営住宅維持管理事業であります。

9 款消防では、1項消防費 5,462万2,000円の増額は、消防団運営事業1,700万円、消防水利維持管理事業2,200万円が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費116万円の増額は、小・中学校施設維持管理事業が主なものであります。

一方、財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、地方交付税 1 億 3,0 3 5 万 5,0 0 0 円の増額は、普通交付税であります。

国庫支出金2,768万6,000円は、社会資本整備総合交付金、消防防災施設整備 費補助金であります。県支出金1,803万3,000円の増額は、「はばたけ!ぐんまの 担い手」支援事業補助金600万円、緊急雇用創出基金事業補助金1,000万円が主な ものであります。

繰越金1億4,805万2,000円につきましては、平成24年度決算の確定に伴う 繰越金であります。

町債6,740万円の減額は、総合体育館大規模改修事業の過疎対策事業債から合併特例事業債への振りかえに伴う減額や臨時財政対策債の減額が主なものであります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,070万円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款下水道事業費、1項公共下水道費1,415万5,000 円の増額は、管路布設工事費及び施設修繕費等維持管理費であります。

財源となる歳入補正の主なものは、繰越金601万5,000円及び町債840万円であります。

以上が下水道特別会計の補正予算内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第46号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてから、議案第46号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定しました。

ここで申し出がございました。先ほどの答弁の中で地域整備課長よりの答弁の修正が

ございますので、お申し入れがございましたので、それを許可いたします。 石田課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 失礼いたします。

先ほどの議案第37号の湯の華燦々橋の契約の案件のときに、阿部賢一議員さんからの質問で需用費の内訳というところで、国庫補助金が55%、残りは起債というふうにお答えいたしましたが、この事業につきましては補償事業ということで起債の対象外ということで、一般財源ということで45%は一般財源ということで訂正させていただきます。以上です。

議 長(森下 直君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。10分間、2時20分からひと つ再開しますので、10分間の暫時休憩をいたします。

(14時08分 休憩)

(14時20分 再開)

議 長(森下 直君) 再開いたします。

日程第17 一般質問

通告順序1 6番 林 一 彦 1.谷川岳の環境問題(トイレ)について

議 長(森下 直君) 日程第17、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は、1名の質問を許可いたします。

6番林一彦君の質問を許可いたします。

林君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 **一彦君**) 6番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

質問は、谷川岳の環境問題についてでございます。

谷川岳は、皆さんご承知のとおり日本百名山の1つでありまして、みなかみ町の象徴であります。谷川岳は標高1,977メートル、群馬県、新潟県の県境にある三国山脈の山で、「トマの耳」と「オキの耳」と呼ばれる二つのピークを持つ山です。周囲の万太郎山、仙ノ倉山、茂倉岳などを総じて谷川連峰と呼ばれる中心的存在に当たります。

一般登山コースは展望にすぐれ、夏には高山植物が目を楽しませてくれる上に、首都 圏からも近く、谷川ロープウエーを利用して約2時間半、これ片道ですけれども、山頂ま で行けることから、多くの人に親しまれています。

また、一ノ倉沢など、谷川岳の岩場は険しくて、その険しさから剣岳、穂高岳ととも

に日本3大岩場の1つに数えられ、ロッククライミングのメッカとなっております。

7月2日は日本記念日協会によって「谷川岳の日」に制定されており、年間登山者数は約5万人とされております。

しかし、この谷川岳も称賛のみではなく、「魔の山、死の山、人食い山」とも呼ばれ、 平成24年12月現在で805名の方が犠牲となられております。この犠牲者数につきま しては、皆さん毎年行われております谷川岳遭難者慰霊祭にご参加され、存じていると思 いますけれども、この犠牲者の数は世界一の数なんだそうであります。自分としては、世 界一の犠牲者数はエベレストなどの8,000メートル級の山かなと思っていたんですけ れども、谷川岳が世界一とギネスに認定されております。

この谷川岳の犠牲者数がどんな数かといいますと、エベレストで約180人、それで世界に8,000メートルを超える山が14峰ございまして、その山の犠牲者を全部足すと、総数で637人、これは平成17年のデータですけれども、それをはるかに超えているということで、どんなに危険な山なのかを再認識させられたわけであります。

しかしながら、それでも危険な箇所は急峻な一ノ倉沢やマチガ沢などの岩場でありまして、この危険な岩場を除けば、比較的登りやすく、すばらしいパノラマが全方位に望め、数多くの登山者を魅了する山でございます。

さて、谷川岳の説明はこれくらいにいたしまして、本題に入らさせていただきます。

谷川岳は、昨年の6月29日、谷川岳エコツーリズム推進全体構想が環境省から正式に認定を受けました。谷川岳周辺地域固有の自然の保全と活用を目指し、歴史、文化に触れ合う機会を提供、ここは特に地域振興への貢献を同時に実現するため、「守る・活かす・交わる」これを基本理念といたしましたエコツーリズムを確立することを目指して設立されております。この構想をもとにしたツアーやイベントを実施、また、今、第3次と言われるみたいですが、第3次登山ブームと言われる登山人気の昨今で、この谷川岳登山者数の推移等につきまして教えていただきたいと思います。

議 長(森下 直君) 町長、答弁お願いします。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 谷川岳エコツーリズム推進全体構想、これは先ほどご指摘がありましたように、環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省の4省庁が共管しておりますが、この4省庁により平成24年6月29日付で全国で3番目のエコツーリズム推進全体構想として認定を受けたところでございます。ちなみに、第1号は埼玉県の飯能市、第2号が沖縄県の慶良間地域であります。

なお、国立公園内にエコツーリズム推進全体構想を定めたのは、この谷川岳全体構想が全国で初めてということになっております。今、ご指摘の「谷川岳の日」に合わせまして、平成24年7月2日には谷川岳ロープウエーのベースプラザにおきまして、環境省自然環境局長の渡邉様から認定書を直接交付していただいたところであります。

谷川岳におけるエコツーリズムの基本、ポイントの「守る・活かす、交わる」この3 点については、今、ご指摘いただいたとおりでございますし、また、谷川岳エコツーリズ ム推進協議会の関係各者により、主体的にさまざまな取り組みをいただいておるというの もご指摘のとおりでございます。

そして、谷川岳の登山者の推移並びにその動向でございますが、ことしの7月7日、これは谷川岳山開きの日でございました。この日で見てもロープウエーの乗車人数が1,610人ということで、前年の221人に比べて非常に増えた、あるいは今の数のうち、谷川岳の登山ということで谷川岳を目指した方が735人ということで、これは前年に比べると10倍近いということが見受けられました。これらについては、ことしの山開きの日の各種のイベントが周知されていたこと、あるいは天候に恵まれていたということが、その理由かと思っております。全体の数字で見ますと、群馬県の集計によりますが、平成24年度の谷川岳の登山者数は6万4,399人ということで、平成23年に比べましても、対前年131%増加で、1万5,202人が増えたということで、非常に大きく増加しているところでございます。この6万人を超えたというのは、過去のデータを見てみますと、昭和42年、6万1,385人、また、昭和43年も6万1,000人を超えておりますので、このときに匹敵するということだそうでございます。

このように谷川岳の登山やトレッキングが増えている要因としては、いわゆる山ガールと言われる登山ファッションに身を固めた20代から30代を中心とする女性が増加しているということが1点ありますが、また、引き続き、いわゆる中高年の登山ブームということで、中高年の登山者の比率は依然高い比率を占めているといったようなことがございます。

また、今回富士山が世界遺産に登録されたことにより、富士山の登山者が急増しておると聞いておりますけれども、1つは登山ブームということを刺激しているというふうに思いますし、また、谷川岳エコツーリズム推進基本構想、ご指摘の構想がやはり多くのお客様を招くというときに、その推進協議会を中心とするエコツーリズムの取り組みというのが評価されてのことだろうというふうに思っております。

引き続き、谷川岳全体の話で、もう1点述べさせていただきたいと思いますのは、いわゆる一ノ倉沢の登山道、これにつきまして一ノ倉沢周辺につきましては、道標の整備であるとか一ノ倉沢の概念図の設置、あるいは簡易橋の設置等々の取り組みをこの間続けてまいりましたが、谷川岳山岳資料館から一ノ倉の出合いまでの通行規制を、平成22年度から開始し、8月と10月を中心に平成22年度では計65日間、これが今年度につきましては春の冬期閉鎖の開放日に引き続いて交通規制を行い、12月の冬期閉鎖まで128日間を通じて規制するということで、通年の通行規制となっております。これらのことが歩行者数という意味でみますと、平成23年度において7月から10月までの126日間の歩行者数が2万140人、これが平成24年度では1日多くて127日間ですが、2万9,089人という集計となっております。ことしにつきましては、6月14日から8月28日までという間の累計で1万3,900人ということになっております。月別の様子を見てみますと、平成25年度は、平成24年度に比べて倍近いというか、月別、いろいろ差はありますけれども、非常に大きく伸びておるということでございます。

なお、このようなこともありまして、実は環境大臣が国立公園の現地調査を行うとい うことにつきまして、谷川岳というものが一つの候補地として現在調整中というふうに聞 いておりますので、谷川岳エコツーリズムの活動、あるいは推進協議会の活動、そして、 登山者の増えていること等々を環境省にお伝えするいい機会だというふうに思っておりま すので、今の調整が実現すればありがたいなというふうに思っておるところでございます。 以上、ひとまずの答弁とさせていただきます。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 - 彦君) 登山者の推移ということで131%アップで1万5,202人増えたという お話で、うれしく感じているところであります。

先ほどの町長の答弁の中でエコツーリズムの話が出ましたけれども、関連質問なんですけれども、このエコツーリズムが認定されてから、どのようなイベントを企画し、それを展開してきたのか。そしてまた、その参加者は何人なのかと、この辺をわかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

議 長(森下 直君) 観光課長。

(観光課長 真庭 敏君登壇)

観光課長(真庭 敏君) お答えいたします。

エコツーリズム推進協議会では、現在ことしからなんですけれども、エコツーリズム推進協議会の認定ツアーというのを定めてございます。ことしに関しましては、7つのツアーを認定いたしました。それで、まだこれは1日か2日しか実施しないものも含めたツアーも含めておるんですけれども、ポピュラーなものといたしましては、谷川岳天神平自然散策ツアーというのを5月18日から11月4日まで一応計画しております。今まで参加された人数が114人です。

もう一つ、谷川岳山麓ツアーということで、通称、新道と言っているんですけれども、 そちらを中心に行うツアーが6月1日から同じく11月4日までの5日間というようなこ とで始めておりまして、まだこのツアーに関しましては6人の参加ということです。

もう一つ、これが一番参加数が多いんですけれども、従来からの一ノ倉沢エコハイキングということで、ことしは7月13日から11月4日まで行う予定でして、現在178人が参加しております。この一番最初にツアーとして確立したものが、一ノ倉沢エコハイキングということで、これは平成22年から実施しているものでございます。

また、そのほかには谷川岳森と水と動物観察ツアーというのが7月30日と8月6日 に予定しておりましたけれども、これは中止になっております。

もう一つ、最近で申し上げますと、外来植物除去ツアーということで8月に初めて実施したものでございますけれども、このツアーに関しては10人の参加があったと、このようなツアーを認定する中でお客さんに谷川岳の自然ですとか歴史ですとか、そういう魅力をお伝えするような形でインタープリターの人が、現在10人ほど実際に活動しているわけですけれども、この10人の皆さんがこのようなツアーに協力していただいて、展開しているという状況でございます。

以上です。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 今の答弁の中の数字の中で宿泊者数なんかはわからないですか。

議 長(森下 直君) 観光課長。

(観光課長 真庭 敏君登壇)

観光課長(真庭 敏君) 今の段階ですと、聞き取りのデータが記録として実は残っておりません。 しかし、集合時間等考えますと、もちろん日帰りでも可能なんですけれども、私が何回か 谷川岳のベースプラザでお会いしたお客さんでは、宿泊で来たというような方もいらっし ゃいますので、ちょっと数字的に、じゃ、この今まで参加された何%が宿泊だということ を言い切れないんですけれども、堅いところでは3分の1は確実に宿泊、あるいはそれ以 上の数字が出るのかと思いますけれども、シーズンが終わった中でその辺は分析いたしま して、集計して、今後のツアーに役立てたいと考えております。

以上です。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番 (林 一彦君) 今の答弁の中で、10人のインタープリターがいて、7つの認定ツアーを 行って参加者数が何百人もいたということで、自分がそれに関与していないんで、それだ けの参加者があって、そういったさまざまな取り組みができているということをすごくう れしく感じているところであります。

また、その参加者が宿泊者にもなるということで、その参加者が帰りに温泉に入ったり飲食をしたり、お土産を買ったりということで、この谷川岳のエコツーリズムは地域振興、観光振興に寄与しているんだということで、そういった展開がいいふうにできているんだなということで安心したり感心したりしているところであります。

近年、第3次登山ブームということで、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれど も、定年を迎えた中高年層または特に山ガールと呼ばれる女性がふえて、登山人口の急増 がメディア等で報告されております。それに伴って谷川岳の登山者数も先ほどの答弁のと おり、増えているということであります。

そこで、問題なのが谷川岳登山者のための環境、特にトイレの問題であります。

私は、先日8月28日にちょっと谷川岳へ行ってまいりまして、一番人気のあるというか、一番歩きやすい天神尾根コースを登ってきました。ロープウエーから天神平、熊穴沢避難小屋、肩ノ小屋、山頂というルートだったんですけれども、少し例を挙げてみますと、天神平から木道を登っていって、鎖場を登って1時間ぐらいで赤い屋根と壁の避難小屋につきます。熊穴沢の避難小屋です。そこの避難小屋にはトイレがありません。一応用を足そうとして、周りの茂みに少し分け入ったんですけれども、もうそこで見たのは、あるわあるわで、トイレ痕というんですか、汚物とティッシュの散らかっているのがかなりあって、少し悪臭もしてというようなことです。ちょうど1時間ぐらい、歩き始めて1時間ぐらいで、ちょうど催すような時間ではある、距離ではあると思うのと、また、ああいった避難小屋イコール休憩場所というところでは、そういうのを催したくなるのかなと思いました。トイレットペーパーは水に溶けて自然に返るんですけれども、ティッシュはな

かなか分解されずにへばりついたような形で結構残っているので、これはもう本当に始末 に悪いなと感じてきたわけです。

それから、また歩き始めまして、ずっとまたそこから急な坂になるんですけれども、登っていくと、また休憩しやすいところに天狗のとまり場というところに大きな岩があるんですけれども、やはりそこもトイレ痕があって、ちょっと結構いい場所なんだけれども、目を塞ぎたくなるような感じがしました。歩き始めて2時間ぐらいすると、もう肩ノ小屋に着くんですけれども、やっとそこに2つのトイレがあります。ただ、このトイレも工事用の仮設トイレみたいな形で、ちょっと使用するのをためらうような、そういった感がぬぐえなかったトイレであります。

山岳トイレにつきましては、昔の中高年の方は山岳登山のトイレというのはそういうもんだと、山のルールなんだとか、それが嫌だったら登らなきゃいいじゃないかというような意見も出そうではありますけれども、今はそういった、もう時代じゃないと思います。現在の一般家庭のトイレは、ほとんどがもう水洗で清潔で憩いの場所になっていまして、心地よい場所となっています。それですので、いくらきれいな高山植物が迎えて、すばらしい眺望の谷川岳でも、汚くて臭いトイレですとか、そういった汚物を目にすれば幻滅するんじゃないかと。特に山ガールというような形で、初めて登山をする若い人たちにとってみれば、こういうところが有名な山岳の登山なのかというようなふうに思われるのも、ちょっとどうなんかなと思うところであります。

谷川岳のブログをよく見るんですが、その中で道中にトイレが少ないために、ある女性ハイカーはトイレ計画という形で、トイレが近くなるから水は控えるんだというような書き込みもありまして、それは本当にもう熱中症ですとか体調不良への心配がなされるので、そういったことも鑑み、トイレの必要性を訴えるわけであります。

臭いものにはふたをするではありません。もうそろそろそういった手を打つ時期になってきたのかなと思うわけです。初めて登山する人に本当にきれいで、すばらしい谷川岳、また来たいと言わせる山岳環境にしたいものであります。

谷川岳は、太平洋側と日本海側の中央分水嶺でありまして、水と森の防人宣言、みなかみ水環境力宣言、森を育み命を運ぶ利根川源流の町、みなかみ町といたしまして、ふさわしい谷川岳の山岳環境整備として、このトイレ問題に真摯に向き合ってほしいと思いますけれども、町長の考えをお聞きいたします。

議 長(森下 直君) 町長、答弁。

町 長(岸 良昌君) 谷川岳のトイレのお話がありました。谷川岳におけるトイレ、これについては現在、谷川岳山頂、今お話のありました肩ノ小屋のトイレ、そして、一ノ倉沢出合いのトイレ、この2カ所に設置されているところです。先ほど答弁していますように、あるいは今、ご指摘ありましたように、登山者が年々増加しているという背景を踏まえて、今、例もありました。避難小屋等の休息場所における排せつ物が非常に散見されるというか気になるという状況で、まさに谷川岳の景観を損ねているほか、自然環境への負荷もありますし、また、イメージダウンもあります。これらを懸念しておりまして、大変重要な課題であると認識しているところでございます。

現在設置されているトイレがどういうことかといいますと、谷川岳の山頂というか、 肩ノ小屋については群馬県が平成15年7月に無人となっていた山小屋、10年間無人だったようですが、それを新築して有人化することによって、登山者の安全の確保、そして、 環境の保全ということが目的で、県が1億3,700万円をかけて全面整備を行ったとい うものでございます。この肩ノ小屋の中のトイレは山岳対応型のトイレということで、水 洗処理の処理水を循環させて再利用し、冬期には汚水を汚泥減量槽に移しかえて、曝気し て、汚泥を減量化し、それを運びおろすというシステムになっているようです。

また、屋外にありますトイレについては、その汚物を改めて肩ノ小屋の浄化槽に移して処理するという、ワンクッション置いた方法をとっているようでございます。また、一ノ倉沢の出合いのトイレについては、議員の皆さんもよくご存じだと思います。群馬県が平成11年にソーラーパネルを電源といたしました水洗式のトイレということで整備しておりますので、ここについてはいわゆるレベルの高いトイレということになっております。この2つのトイレについては、今ご説明しましたように、群馬県が設置したものですが、委託管理を受けて町が維持管理を行っているところでございます。

さて、トイレの増設についてということでございます。実は私も8月2日に今、林議員のご指摘のあった同じコースで上がりまして、特に熊穴沢避難小屋のところでは、まさにそういう状況で周辺のやぶを見て、これは何じゃと思ったのが素直なところでございます。今、環境省と国立公園計画の区域の見直しという協議を進めているところでございます。そういう中で、改めて現状を把握し、設置の必要性を検証するということで、設置について要望していきたいと思っております。すなわち、この間のトイレの設置については群馬県が設置してくれたということがありますので、群馬県と設置の費用面について、あるいは利根沼田森林管理署とは土地の利用について、それぞれ連携して協議を行いながら、できる限り自然環境への負荷をかけない構造物としてのトイレの設置というものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

また、登山者のほうから指摘がありますのは、東黒沢の白毛門登山口のトイレの設置の要望というものがございます。これについても同じようなことで設置の必要について検証していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 今、町長の答弁で環境省とそういったお話をしていて、避難小屋のトイレですとか、白毛門というと反対側の朝日岳の隣の向こう側ですよね。じゃ、そっちのほうにも避難小屋のところにトイレを設置してもらいたいという要望をしていただいて、ぜひできればいいなと思っています。

肩ノ小屋のトイレのことなんですが、外に2つ工事用の仮設トイレみたいなのがあるんですけれども、あけて和式の便器があって、トイレットペーパーがぶら下がっていて、一番驚いたんが、青いポリバケツが前に置いてあって、これ何かなと思ったら、少し読んでいたら、拭いた紙はそこに入れなさいということなんです。この間、台湾に行ったとき、

トイレでそういった紙は前の箱に入れなさいみたいな形になっていて、習慣の違いに驚いたんですけれども、そういうふうに書いてはあるんですが、みんな便器の中に紙が落ちていて、なかなか理解ができていなかったり、そういったマナーが徹底できていないということもありました。また、その日はものすごい暑くていい日だったもんで、キンバエがいっぱい中へ入っていて、風を取り込むようなダクトみたいなものがあるんですけれども、そこから入るのかなということで、結構臭いもしましたし、ハエもいっぱいいて、男の俺がここを使うのは嫌だなと思ったぐらいですから、女性の方はなかなか殺虫剤持ってトイレに行きませんので、あのトイレを使うのはすごく酷だったなと思います。そこに100円程度の協力金をお願いしますと張ってあるんで、これはどうなんかなと、実は感じたわけです。もし、あわよくばそこのトイレも考え、県がつくってくれたということではあるんですけれども、考えたほうがいいのかなと思います。

私は新治地区の三国山の会という山岳会に入っていて、結構年に何回か山に登るんですけれども、我々がホームグラウンドにしている平標は土壌式循環トイレということで、全く化石燃料を使わずに、くみ取り料は軽減されて、ふん尿をきれいに浄化して、その水を便器の洗浄水として繰り返し使うトイレのシステムになっています。ソーラーを使って、自然エネルギーを利用した用水方式によるトイレシステムということなんです。そこは結構広い場所だから、そういったものができるんですが、狭い尾根みたいな場所であれば、足踏みポンプ式による全くエネルギーを使わないシステムも新潟の米山の登山口入り口のところで目撃しています。

そういった形で、いろいろなところで山岳トイレ、通称山岳バイオトイレと言うらしいんですけれども、そういったものが大分できていまして、先ほど町長の答弁の中で環境省というお話が出ていましたけれども、環境省の中で平成16年あたりから山岳トイレのワーキンググループができたということを調べました。2003年度から始まった環境技術実証事業、この中で、山岳トイレし尿処理技術ワーキンググループというのが発足しまして、平成22年度までに全国にテストケースでいろいろなシステムのそういったバイオトイレを107カ所整備いたしました。約20億円の補助ができたということで、昔の山岳トイレは3Kと呼ばれていて、臭い、汚い、怖いという3Kだったそうなんですけれども、それを変えていこうじゃないかということで、国で山岳トイレの重要さに気づいて、きれいで環境に優しいトイレの整備を展開してきています。そういったところも加味して、これからの、今は谷川岳の話なんですけれども、このみなかみ町にはいろいろなすばらしい山々がありまして、そこの避難小屋と、そういった環境についてどうしていくのかということです。

また、谷川岳のブログの話に戻りますけれども、谷川岳も屋久島のトイレシステムみたいのを導入したらどうかという書き込みがあったんで、屋久島がどんなトイレの展開をしているかというのをちょっと調べてみまして、屋久島は世界遺産に認定されまして、屋久島の世界遺産センターが行っています携帯トイレを使いましょうという話です。電気も水も届かない深い森、あなたの力が必要ですということで、それは1人用のテントみたいなところに、あけてみると中に便座が、椅子が置いてあると、そこに自分で1つ400円

のし尿袋を買って、2つだと500円で2つぐらいですかね、いろいろな観光センターですとか、お土産さんでそういうのを売って、それを買っていくのだそうですけれども、それをしたら持ってきて、一番下の里のもう車が入れるところに回収、携帯トイレの回収箱というのを置いて、自分のし尿は持ち帰りましょうという運動です。

これは世界遺産に認定されてから徹底的にしたそうですが、縄文杉なんかを見るところの登山コースに、今まであったところにその施設は11カ所そのトイレブースを、携帯トイレブースを設置いたしました。携帯トイレの回収箱を5カ所に置いて、今までのトイレプラス11カ所の携帯トイレブースということで、今までその屋久島のトイレ事情は自然環境への悪影響ということで、野外での用足しによる環境負荷、利用環境への悪影響ということで、野外での用足しによる環境負荷、利用環境への悪影響ということで混雑時の長い待ち時間、悪臭、トイレ痕の目撃、維持管理面への負担ということで故障の多発、維持管理費の増大ということが、今までそれをする前のトイレ事情だったそうですが、携帯トイレを使ったことによってトイレのない区間、緊急時でも自然を汚さず用を足せるようになったと。待ち時間、悪臭、故障を解消できる。し尿搬出の費用負担を軽減できる。自然環境に負荷のない、少ない登山ができるということになったそうでございます。

自分のし尿は自分で持ちおろす、皆様の力が必要です。ご協力くださいということで、これはテントということですので、トップシーズンのこの夏休みの一番ハイカーの多い、この谷川岳でも応用ができるんじゃないかと、余り何千万もするようなちゃんとした山岳トイレというのは、そんなに置けない、つくれないということを考えると、こういったのもありかなと思いまして、今、発表させていただきましたけれども、その辺を加味して感想をお聞かせください。

議 長(森下 直君) 町長、答弁。

町 長 (岸 良昌君) ただいまの肩ノ倉の外のトイレです。8月2日、私が行ったときは天気が 悪かったんで、あんまりキンバエがいなかったんですけれども、まさにイベント等の仮設 トイレが長く使われているという印象ですし、今のご指摘がありましたものについては、 先ほどお答えしたよう外のトイレのものはくみ取りと同じように山小屋のほうに移して、 それで処理するということなんで、今ご指摘のような状況になっているんだろうと思いま す

いずれにしても、現在トイレのある肩ノ小屋の話よりも、まず優先して、先ほどお話をした熊穴沢にいろいろご指摘いただきました、いわゆる山岳バイオトイレというようなもので、ぜひ設置いただくよう各方面と調整したいというふうに思っております。そしてまた、屋久島の例ということで、自分で持ち帰るというご提案もありました。それも一つの手法だというふうには思います。これらについて、さらに勉強を進めたいと思います。また、ある程度、先ほど述べましたように何カ所かには山岳対応型のきちっとした処理のできるトイレを各方面と協議しながら設置していただくか、分担しながら設置するかということと、同時にそれ以外の場所について、今、お話のありました簡易型の持ち帰りという前提での話ということについても、まさに谷川岳のエコツーリズム、先ほどお話がありましたように「守る・活かす・交わる」ということですから、多くの方に来ていただき、

そして、地域あわせて守っていこうということですから、一つの重要な教育の一つのあり 方かなというふうに思います。

いずれにいたしましても、最初答弁いたしましたように、設置の必要な場所については早急に設置してもらえるように協議すると同時に、今ご指摘のありました点も勉強させていただいて、どういう分担がいいのか、つまりどういう場所にしっかりしたシステムのトイレを設置し、どういう時期なり、どういう場所に簡易型のやつを設置するのか、そういうことも含めて、また、林議員を初め、議員の皆さんとご相談、ご指導いただきながら勉強していきたいと思っております。

議 長(森下 直君) 林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 町長から頼もしい答弁をいただいてうれしい限りでございます。

第1次みなかみ町総合計画後期基本計画の中の第2編各論で2章のところに、豊かな自然と共生する町、この中の施策20で、自然環境保全の基本方針に、自然環境に対する意識を高め、保全に向けた取り組みを積極的に行うというものでございます。また、それが保全されれば、後世に引き継がれるとあります。また、みなかみ水環境力宣言では、源流の水環境を守り、山岳や森林の生態系の調和を図る活動に取り組みますと、地域資源を活用した環境への取り組み、環境整備を行い、地域のポテンシャルを高めますとあります。総合計画に基づきました谷川岳の自然環境の保全に向けた取り組みを積極的に行っていき、清潔できれいな登山ルートの整備がなされて、やはりみなかみ町の谷川岳はすばらしいといった形で登山者に、ずっとリピーターになっていただけるような山岳環境にしてもらいたいと。そして、谷川岳エコツーリズムのさらなる展開、発展、それによる地域振興、観光振興を望みます。

谷川岳環境のさらなる向上、それによるみなかみ町の活性化を期待いたしまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議 長(森下 直君) これにて6番林一彦君の質問を終わります。

散 会

議 長(森下 直君) 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了しました。 明日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(15時01分 散会)